

投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日

2025年7月16日



たわらノーロード 新興国株式

追加型投信／海外／株式（インデックス型）

■この目論見書により行う「たわらノーロード 新興国株式」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年7月15日に関東財務局長に提出しており、2025年7月16日にその効力が生じております。

■「たわらノーロード 新興国株式」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】**0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】<https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	5
第1 【ファンドの状況】	5
第2 【管理及び運営】	42
第3 【ファンドの経理状況】	49
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	117
第三部 【委託会社等の情報】	119
第1 【委託会社等の概況】	119
約款	148

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

たわらノーロード 新興国株式

(以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することができます。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2025年7月16日から2026年1月14日まで

※ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行または韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
- ②当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

- エマージング株式パッシブ・マザーファンドへの投資を通じて、主として海外の金融商品取引所に上場している株式^(*)に実質的に投資します。

(*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

2 ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。

- ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。

- ご換金時に換金手数料もかかりません^(*)。

(*)ただし、ご換金時に信託財産留保額が控除されます。

3 年1回決算を行います。

- 毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

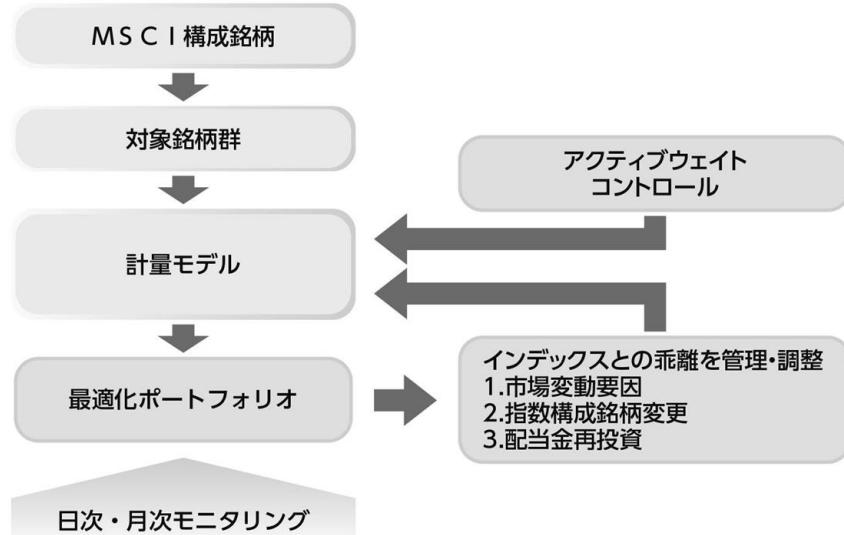
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

運用プロセス

現地口座の開設可否、預託証券の利用可否を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

指数の著作権等

本ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCI の関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的

か默示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型
追加型投信	内 外		特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追 加 型 投 信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海 外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株 式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く)			
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回 (隔月)	日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり ()	日経225
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア			T O P I X
不動産投信	日々	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券 (株式))	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (M S C I エマージング・マーケット・インデックス (円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし))
資産複合 ()					
資産配分固定型 資産配分変更型					

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 (注)商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産(投資信託証券(株式))に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
その他	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

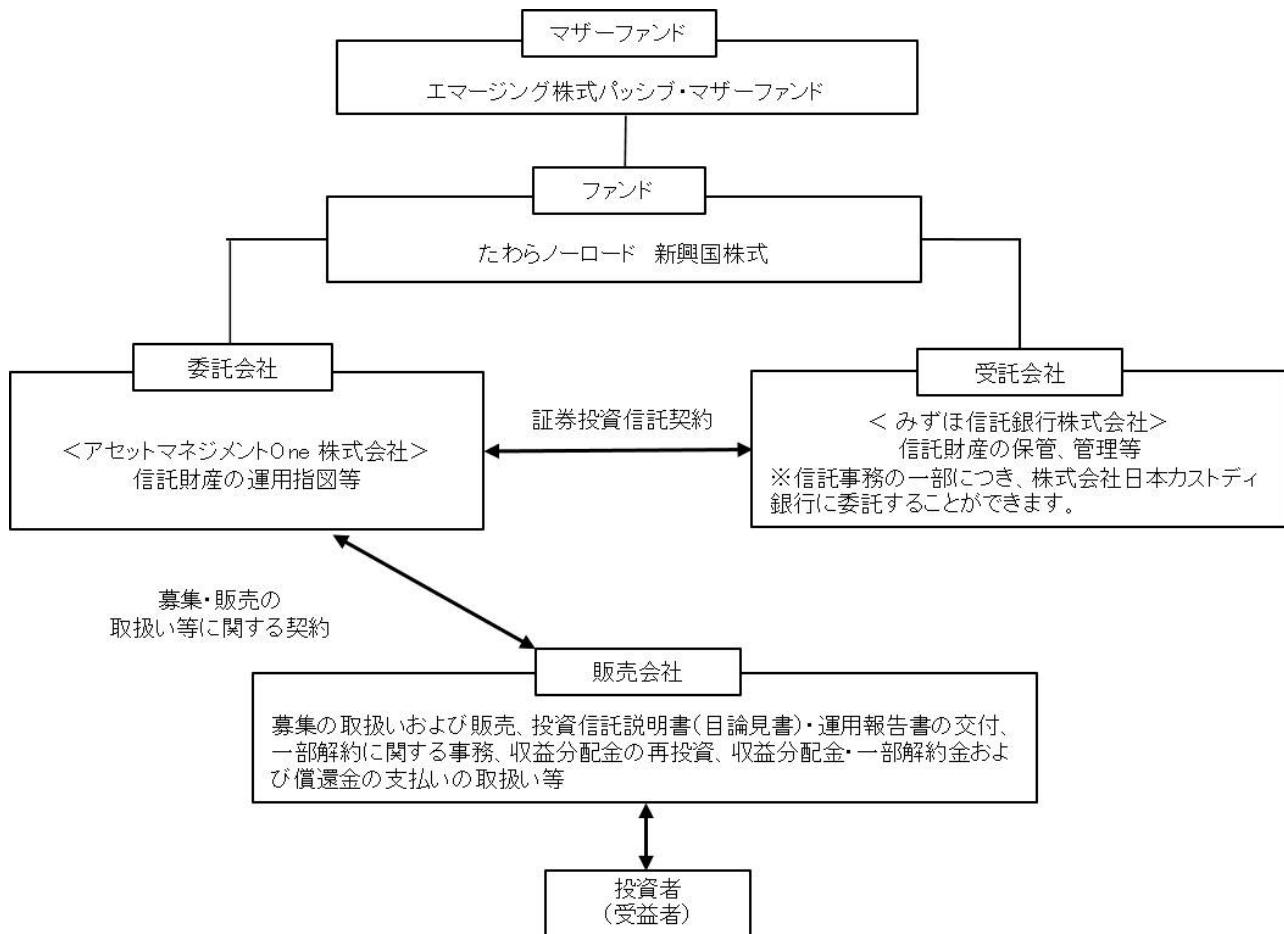
※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ
(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年3月14日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2023年4月7日 信託報酬率(税抜)を「年率0.34%以内」から「年率0.169%以内」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】



- 「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

- 「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

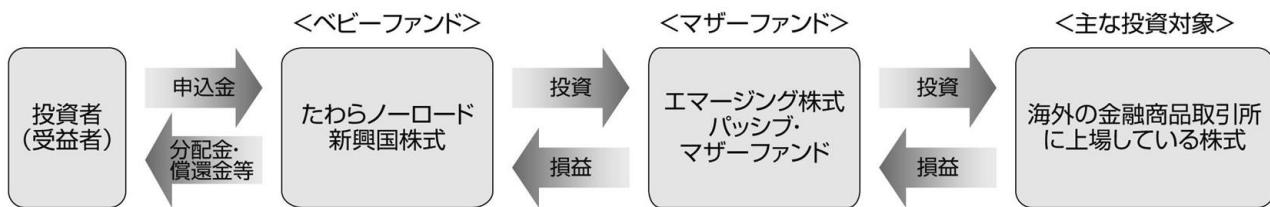
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年4月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIA Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2025年4月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

<投資対象>

エマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

- ①エマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として海外の株式（＊）に実質的に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざします。
（＊）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

- ②MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色> をご参照ください。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるエマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）、新株予約権証券および新投資口予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で上記22. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、13. および18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から7. までの証券ならびに13. および18. の証券または証書のうち2. から7. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. の証券および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

(参考) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

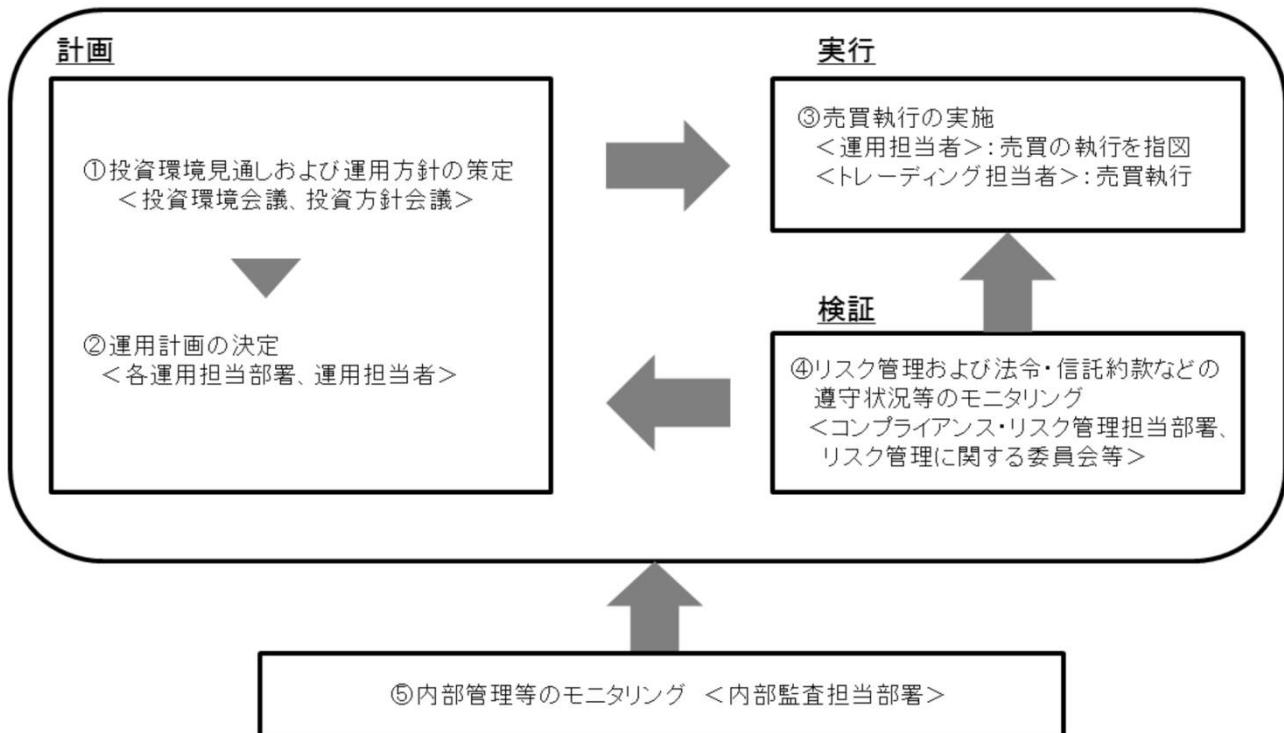
ファンド名	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、主として海外の金融商品取引所に上場している株式（*）に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 （*）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。
主な投資対象	海外の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資態度	①主として海外の金融商品取引所に上場している株式に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 ②原則として、株式の組入比率は高位を維持します。 ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②外貨建資産への投資には、制限を設けません。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- ⑤外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～80人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配方式

(1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (2)上記1) および2) におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。
「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
- ③株式への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
(約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限)

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑧投資する株式等の範囲（約款第20条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲（約款第21条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1) の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図（約款第22条）

1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財

産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。) との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑩で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑪スワップ取引の運用指図（約款第23条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利、または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価

総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5)において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5)において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下5)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 6) 上記5)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 8) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑬ デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第25条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭ 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1) 1. ~2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

⑯特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約取引の指図（約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑯資金の借入れ（約款第34条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑯同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権（株主総会において決議ができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3 【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資を行う新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが金融市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も金融市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

○為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できることや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部戻戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことと、受益者毎に異なります。
分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流入出から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。
- 当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

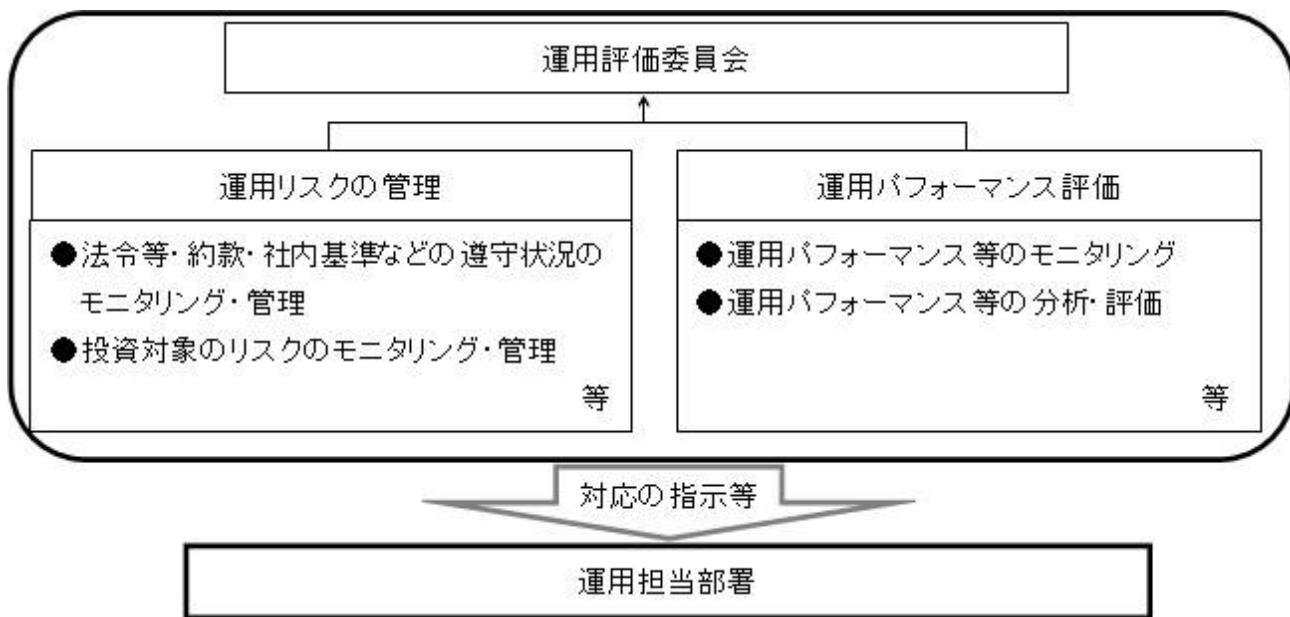
• 注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に株式などの値動きのある有価証券（外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
 - ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 - ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

＜リスク管理体制＞

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
 - ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
 - ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

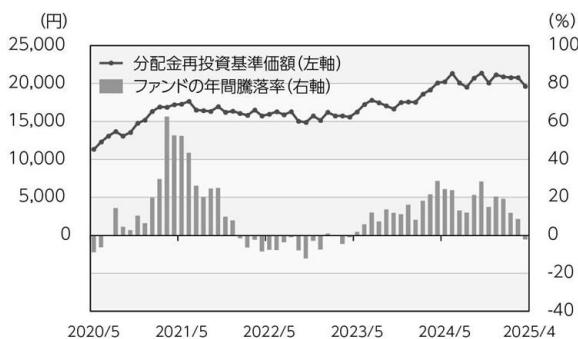


- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

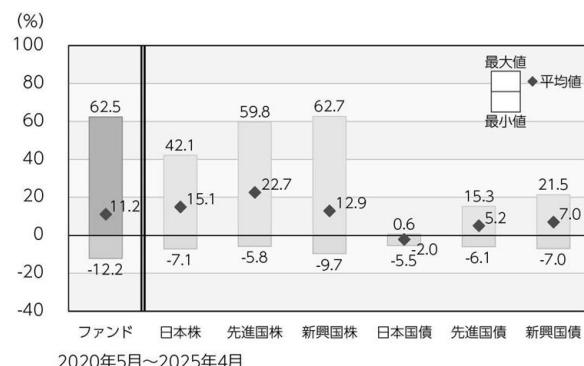
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指標

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指値値および同指値にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指値の算出、指値値の公表、利用など同指値に関するすべての権利・ソウハウおよび同指値にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指値に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指値の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指値に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指値の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指數です。同指値の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指値の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指値はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指値に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指値です。同指値に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指値の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指標は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1859%（税抜0.169%）以内

※2025年7月15日現在は、年率0.1859%（税抜0.169%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.074%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.075%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.020%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

○信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

○その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2025年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

--- (参考情報) ファンドの総経費率 ---

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.39%	0.19%	0.20%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年10月13日～2024年10月15日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

2025年4月30日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	28,853,663,235	100.00
内 日本	28,853,663,235	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	437,389	0.00
純資産総額	28,854,100,624	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2025年4月30日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	106,104,650,699	93.62
内 インド	20,546,766,253	18.13
内 ケイマン諸島	19,408,558,237	17.12
内 台湾	17,892,534,786	15.79
内 中国	11,717,040,092	10.34
内 韓国	9,996,881,673	8.82
内 サウジアラビア	4,234,635,771	3.74
内 ブラジル	4,134,557,622	3.65
内 南アフリカ	3,068,162,994	2.71
内 メキシコ	1,667,158,493	1.47
内 アラブ首長国連邦	1,551,870,708	1.37
内 マレーシア	1,459,732,986	1.29
内 インドネシア	1,320,728,257	1.17
内 タイ	1,284,629,179	1.13
内 ポーランド	1,071,846,052	0.95
内 カタール	844,017,133	0.74
内 クエート	837,272,408	0.74
内 香港	818,122,205	0.72
内 ギリシャ	639,353,382	0.56
内 トルコ	564,656,610	0.50
内 フィリピン	530,200,525	0.47
内 チリ	512,175,396	0.45
内 バミューダ	426,497,837	0.38
内 アメリカ	347,268,830	0.31
内 ハンガリー	337,303,132	0.30
内 イギリス	278,852,171	0.25
内 チェコ	179,027,818	0.16
内 ルクセンブルグ	140,265,831	0.12
内 コロンビア	133,620,887	0.12
内 オランダ	58,876,049	0.05
内 エジプト	53,931,547	0.05
内 ペルー	28,456,641	0.03
内 シンガポール	19,649,194	0.02
内 ロシア	0	0.00

内 キプロス	0	0.00
内 イギリス領バージン諸島	0	0.00
投資信託受益証券	607,317,137	0.54
内 メキシコ	434,685,305	0.38
内 ブラジル	172,631,832	0.15
投資証券	100,584,180	0.09
内 メキシコ	100,584,180	0.09
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	6,522,441,974	5.76
純資産総額	113,334,993,990	100.00

その他資産の投資状況

2025年4月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）	6,940,794,476	6.12
内 アメリカ	6,940,794,476	6.12

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%)	投資 比率 (%)
1	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	親投資信託受益証券 日本	16,623,646,503	1.8849 31,334,797,177	1.7357 28,853,663,235	— —	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2025年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%)	投資 比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式 半導体・ 半導体製 造装置 台湾	2,337,308	3,748.31 8,760,963,831	3,991.71 9,329,857,586	— —	8.23

	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 インターネット・メディアおよびサービス	612, 400	8, 413. 46 5, 152, 402, 904	8, 689. 01 5, 321, 149, 724	— —	4. 70
2	ALIBABA GROUP HOLDING LTD ケイマン諸島	株式 大規模小売り	1, 534, 568	1, 996. 81 3, 064, 254, 539	2, 112. 54 3, 241, 851, 628	— —	2. 86
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 コンピュータ・周辺機器	452, 959	5, 515. 50 2, 498, 299, 894	5, 585. 57 2, 530, 038, 731	— —	2. 23
4	HDFC BANK LTD インド	株式 銀行	536, 360	3, 203. 25 1, 718, 098, 388	3, 206. 78 1, 719, 990, 666	— —	1. 52
5	XIAOMI CORP ケイマン諸島	株式 コンピュータ・周辺機器	1, 563, 400	770. 62 1, 204, 789, 653	871. 65 1, 362, 747, 772	— —	1. 20
6	RELIANCE INDUSTRIES LTD インド	株式 石油・ガス・消耗燃料	576, 316	2, 141. 15 1, 233, 984, 766	2, 351. 49 1, 355, 204, 768	— —	1. 20
7	ICICI BANK LTD インド	株式 銀行	494, 146	2, 363. 25 1, 167, 793, 499	2, 402. 06 1, 186, 970, 317	— —	1. 05
8	CHINA CONSTRUCTION BANK 中国	株式 銀行	9, 126, 530	122. 52 1, 118, 254, 555	124. 73 1, 138, 373, 077	— —	1. 00
9	MEITUAN ケイマン諸島	株式 ホテル・レストラン・レジャー	467, 110	2, 507. 50 1, 171, 280, 660	2, 426. 67 1, 133, 525, 093	— —	1. 00
10	PDD HOLDINGS INC ADR ケイマン諸島	株式 大規模小売り	65, 939	13, 357. 38 880, 772, 497	14, 848. 66 979, 106, 154	— —	0. 86
11	SK HYNIX INC 韓国	株式 半導体・半導体製造装置	51, 896	17, 517. 50 909, 088, 180	18, 098. 07 939, 217, 959	— —	0. 83
12	MEDIATEK INC 台湾	株式 半導体・半導体製造装置	144, 674	5, 930. 03 857, 922, 028	6, 062. 79 877, 129, 237	— —	0. 77
13	BYD CO LTD 中国	株式 自動車	116, 500	6, 723. 42 783, 278, 430	6, 822. 61 794, 834, 997	— —	0. 70
14	INFOSYS LTD インド	株式 情報技術サービス	315, 466	2, 384. 75 752, 310, 698	2, 515. 79 793, 649, 362	— —	0. 70
15							

16	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台灣	株式 電子装置・機器・部品	1, 187, 429	595. 21 706, 777, 095	632. 83 751, 443, 306	— —	0. 66
17	BHARTI AIRTEL LTD インド	株式 無線通信サービス	243, 377	3, 173. 68 772, 402, 664	3, 063. 98 745, 703, 233	— —	0. 66
18	AL RAJHI BANK サウジアラビア	株式 銀行	185, 443	3, 717. 58 689, 399, 929	3, 759. 48 697, 169, 805	— —	0. 62
19	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	6, 591, 235	98. 27 647, 783, 280	100. 66 663, 523, 808	— —	0. 59
20	NASPERS LTD 南アフリカ	株式 大規模小売り	16, 086	34, 584. 02 556, 318, 706	37, 084. 44 596, 540, 462	— —	0. 53
21	NETEASE INC ケイマン諸島	株式 娯楽	183, 700	2, 907. 97 534, 194, 272	3, 009. 00 552, 754, 402	— —	0. 49
22	JD.COM INC ケイマン諸島	株式 大規模小売り	232, 085	2, 557. 10 593, 465, 481	2, 367. 89 549, 552, 446	— —	0. 48
23	PING AN INSURANCE GROUP CO-H 中国	株式 保険	639, 500	804. 60 514, 545, 537	847. 77 542, 152, 432	— —	0. 48
24	BANK OF CHINA LTD 中国	株式 銀行	6, 733, 200	81. 56 549, 178, 644	80. 09 539, 283, 534	— —	0. 48
25	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLANDS ケイマン諸島	株式 銀行	303, 986	1, 568. 26 476, 732, 124	1, 769. 29 537, 840, 514	— —	0. 47
26	SAUDI ARABIAN OIL CO サウジアラビア	株式 石油・ガス・消耗燃料	548, 758	969. 39 531, 960, 791	977. 00 536, 141, 230	— —	0. 47
27	TRIP.COM GROUP LTD ケイマン諸島	株式 ホテル・レストラン・レンジャー	58, 850	8, 262. 82 486, 267, 310	8, 516. 33 501, 186, 138	— —	0. 44
28	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD インド	株式 情報技術サービス	85, 865	5, 542. 15 475, 876, 881	5, 833. 80 500, 919, 237	— —	0. 44
29	VALE SA ブラジル	株式 金属・鉱業	343, 589	1, 337. 48 459, 544, 537	1, 361. 76 467, 887, 251	— —	0. 41
30	ITAU UNIBANCO HOLDING SA ブラジル	株式 銀行	500, 091	828. 33 414, 244, 978	892. 07 446, 119, 707	— —	0. 39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	93.62
投資信託受益証券	0.54
投資証券	0.09
合計	94.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年4月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
銀行	外国	17.81
半導体・半導体製造装置		11.07
インタラクティブ・メディアおよびサービス		5.74
大規模小売り		5.02
コンピュータ・周辺機器		4.99
石油・ガス・消耗燃料		4.04
金属・鉱業		3.31
自動車		3.14
保険		2.83
ホテル・レストラン・レジャー		2.37
電子装置・機器・部品		2.03
情報技術サービス		1.89
無線通信サービス		1.62
不動産管理・開発		1.51
化学		1.39
食品		1.37
医薬品		1.20
電気設備		1.20
生活必需品流通・小売り		1.17
各種電気通信サービス		1.14
電力		1.10
金融サービス		1.01
飲料		0.97
娯楽		0.97
独立系発電事業者・エネルギー販売業者		0.92
資本市場		0.91
コングロマリット		0.89
機械		0.83
バイオテクノロジー		0.80
航空宇宙・防衛		0.76
消費者金融		0.76
繊維・アパレル・贅沢品		0.70
専門小売り		0.69
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス		0.63
建設資材		0.62
運送インフラ		0.61
パーソナルケア用品		0.57
建設・土木		0.57
自動車用部品		0.55
ライフサイエンス・ツール/サービス		0.46

家庭用耐久財	0.41
旅客航空輸送	0.38
タバコ	0.31
ガス	0.31
海上運輸	0.30
航空貨物・物流サービス	0.23
ソフトウェア	0.22
通信機器	0.21
陸上運輸	0.20
水道	0.16
各種消費者サービス	0.13
ヘルスケア機器・用品	0.12
紙製品・林産品	0.10
商社・流通業	0.09
エネルギー設備・サービス	0.09
総合公益事業	0.06
メディア	0.05
家庭用品	0.03
商業サービス・用品	0.03
建設関連製品	0.03
販売	0.01
合計	93.62

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2025年4月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	I C E – U S	MINI MSCI EMG MKT Jun25	買建	879	6,688,892,533	6,940,794,476	6.12

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2025年4月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落)	純資産総額 (分配付)	1口当たりの 純資産額	1口当たりの 純資産額

	(百万円)	(百万円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
第1計算期間末 (2016年10月12日)	591	591	1.0391	1.0391
第2計算期間末 (2017年10月12日)	3,125	3,125	1.4164	1.4164
第3計算期間末 (2018年10月12日)	4,415	4,415	1.2264	1.2264
第4計算期間末 (2019年10月15日)	6,056	6,056	1.2808	1.2808
第5計算期間末 (2020年10月12日)	8,040	8,040	1.3761	1.3761
第6計算期間末 (2021年10月12日)	12,036	12,036	1.6723	1.6723
第7計算期間末 (2022年10月12日)	13,513	13,513	1.4995	1.4995
第8計算期間末 (2023年10月12日)	18,835	18,835	1.7267	1.7267
第9計算期間末 (2024年10月15日)	28,428	28,428	2.1429	2.1429
2024年4月末日	23,682	—	2.0076	—
5月末日	24,418	—	2.0239	—
6月末日	26,293	—	2.1335	—
7月末日	25,372	—	2.0098	—
8月末日	25,262	—	1.9548	—
9月末日	27,344	—	2.0710	—
10月末日	28,623	—	2.1392	—
11月末日	27,297	—	2.0101	—
12月末日	29,074	—	2.1171	—
2025年1月末日	29,143	—	2.0912	—
2月末日	29,462	—	2.0798	—
3月末日	30,035	—	2.0795	—
4月末日	28,854	—	1.9640	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
2024年10月16日～2025年4月15日	—

③【收益率の推移】

	收益率 (%)
第1計算期間	3.9

第2計算期間	36.3
第3計算期間	△13.4
第4計算期間	4.4
第5計算期間	7.4
第6計算期間	21.5
第7計算期間	△10.3
第8計算期間	15.2
第9計算期間	24.1
2024年10月16日～2025年4月15日	△11.6

(注) 収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	697,413,263	127,969,456
第2計算期間	2,131,386,014	494,488,689
第3計算期間	2,924,982,434	1,531,183,006
第4計算期間	1,871,517,255	743,321,828
第5計算期間	2,463,095,749	1,348,769,937
第6計算期間	2,972,070,722	1,617,273,477
第7計算期間	2,907,469,719	1,093,054,958
第8計算期間	3,261,678,796	1,364,715,542
第9計算期間	4,402,540,960	2,045,458,963
2024年10月16日～ 2025年4月15日	2,226,204,098	955,968,647

(注1) 本邦外における設定及び解約はありません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

データの基準日:2025年4月30日

基準価額・純資産の推移 〈2016年3月14日～2025年4月30日〉



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

(設定日:2016年3月14日)

分配の推移(税引前)

2020年10月	0円
2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	100.00

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)	順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
株式	93.62	1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	8.23
内 インド	18.13	2	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インターネット・メディアおよびサービス	4.70
内 ケイマン諸島	17.12	3	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	株式	ケイマン諸島	大規模小売り	2.86
内 台湾	15.79	4	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	コンピュータ・周辺機器	2.23
内 中国	10.34	5	HDFC BANK LTD	株式	インド	銀行	1.52
内 韓国	8.82	6	XIAOMI CORP	株式	ケイマン諸島	コンピュータ・周辺機器	1.20
内 その他	23.42	7	RELIANCE INDUSTRIES LTD	株式	インド	石油・ガス・消耗燃料	1.20
投資信託受益証券	0.54	8	ICICI BANK LTD	株式	インド	銀行	1.05
内 メキシコ	0.38	9	CHINA CONSTRUCTION BANK	株式	中国	銀行	1.00
内 ブラジル	0.15	10	MEITUAN	株式	ケイマン諸島	ホテル・レストラン・レジャー	1.00
投資証券	0.09						
内 メキシコ	0.09						
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	5.76						
合計(純資産総額)	100.00						

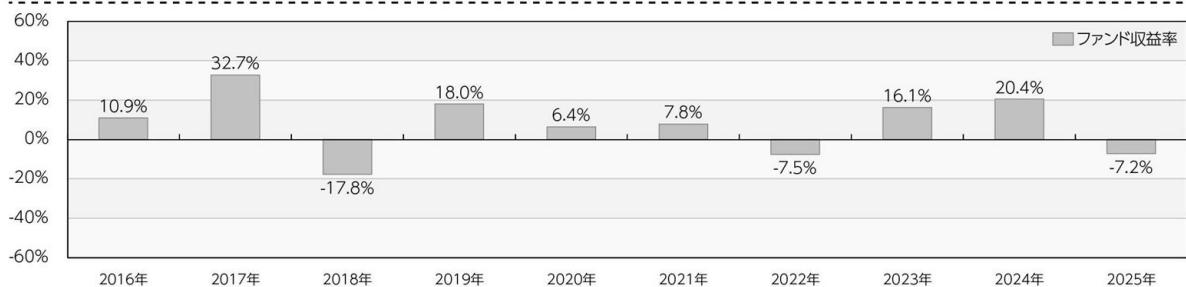
その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	6.12

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	銀行	17.81
2	半導体・半導体製造装置	11.07
3	インターネット・メディアおよびサービス	5.74
4	大規模小売り	5.02
5	コンピュータ・周辺機器	4.99

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2016年は設定日から年末までの収益率、および2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものをお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、韓国証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行または韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得のお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表

示することができます。)

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

- ・お申込手数料

ありません。

- ・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

- ・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に

おいて当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

※解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

　コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2016年3月14日から原則として無期限です。

※ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（4）【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。

b. 上記a. の規定にかかわらず、上記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ. 償還規定

a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもつてこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。イ. 償還規定c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがい約款を変更します。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 債還金請求権

受益者は、持ち分に応じて債還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による債還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

債還金は、債還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（債還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該債還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として債還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2023年10月13日から2024年10月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年12月13日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード 新興国株式の2023年10月13日から2024年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード 新興国株式の2024年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれおりません。

1 【財務諸表】

【たわらノーロード 新興国株式】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 2023年10月12日現在	第9期 2024年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	44,689,795	98,582,218
親投資信託受益証券	18,835,478,070	28,427,732,850
流動資産合計	18,880,167,865	28,526,315,068
資産合計	18,880,167,865	28,526,315,068
負債の部		
流動負債		
未払解約金	27,433,596	73,866,652
未払受託者報酬	1,949,198	2,825,926
未払委託者報酬	14,521,820	21,053,478
その他未払費用	311,793	404,874
流動負債合計	44,216,407	98,150,930
負債合計	44,216,407	98,150,930
純資産の部		
元本等		
元本	10,908,837,059	13,265,919,056
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,927,114,399	15,162,245,082
（分配準備積立金）	2,218,094,386	6,550,040,786
元本等合計	18,835,951,458	28,428,164,138
純資産合計	18,835,951,458	28,428,164,138
負債純資産合計	18,880,167,865	28,526,315,068

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

	第8期 自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	第9期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
営業収益		
受取利息	393	38,347
有価証券売買等損益	2,297,486,742	5,008,645,780
営業収益合計	<u>2,297,487,135</u>	<u>5,008,684,127</u>
営業費用		
支払利息	19,309	3,361
受託者報酬	3,582,058	5,032,733
委託者報酬	40,164,284	37,494,533
その他費用	572,964	753,326
営業費用合計	<u>44,338,615</u>	<u>43,283,953</u>
営業利益又は営業損失(△)	2,253,148,520	4,965,400,174
経常利益又は経常損失(△)	2,253,148,520	4,965,400,174
当期純利益又は当期純損失(△)	<u>2,253,148,520</u>	<u>4,965,400,174</u>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	166,177,587	277,280,026
期首剩余金又は期首次損金(△)	4,501,274,796	7,927,114,399
剩余金増加額又は欠損金減少額	2,040,042,917	4,067,227,418
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2,040,042,917	4,067,227,418
剩余金減少額又は欠損金増加額	701,174,247	1,520,216,883
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	701,174,247	1,520,216,883
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剩余金又は期末欠損金(△)	<u>7,927,114,399</u>	<u>15,162,245,082</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2024年10月15日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8期 2023年10月12日現在	第9期 2024年10月15日現在
1. 期首元本額	9,011,873,805円	10,908,837,059円
期中追加設定元本額	3,261,678,796円	4,402,540,960円
期中一部解約元本額	1,364,715,542円	2,045,458,963円
2. 受益権の総数	10,908,837,059口	13,265,919,056口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

項目	第8期 自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	第9期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（442,961,063円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（162,013,948円）、信託約款に規定される収益調整金（5,709,020,013円）及び分配準備積立金（1,613,119,375円）より分配対象収益は7,927,114,399円（1万口当たり7,266.69円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（632,412,073円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（4,055,708,075円）、信託約款に規定される収益調整金（8,612,204,296円）及び分配準備積立金（1,861,920,638円）より分配対象収益は15,162,245,082円（1万口当たり11,429.47円）でありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第8期 自 2022年10月13日 至 2023年10月12日	第9期 自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

	<p>ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	同左
--	---	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期 2023年10月12日現在	第9期 2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期 2023年10月12日現在	第9期 2024年10月15日現在
----	----------------------	----------------------

	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,275,129,777	4,988,114,882
合計	2,275,129,777	4,988,114,882

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第8期 2023年10月12日現在	第9期 2024年10月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7267円 (17,267円)	2.1429円 (21,429円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	エマージング株式パッシブ・マザーファンド	15,022,846,721	28,427,732,850	
親投資信託受益証券 合計		15,022,846,721	28,427,732,850	
合計			28,427,732,850	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年10月15日現在

資産の部	
流动資産	
預金	3, 567, 212, 767
コール・ローン	560, 769, 187
株式	98, 634, 854, 420
投資信託受益証券	514, 657, 978
投資証券	82, 552, 524
派生商品評価勘定	336, 208, 211
未収配当金	141, 899, 280
差入委託証拠金	2, 040, 435, 465
流动資産合計	105, 878, 589, 832
資産合計	105, 878, 589, 832
負債の部	
流动負債	
派生商品評価勘定	8, 222, 870
未払解約金	479, 975, 000
流动負債合計	488, 197, 870
負債合計	488, 197, 870
純資産の部	
元本等	
元本	55, 693, 847, 096
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	49, 696, 544, 866
元本等合計	105, 390, 391, 962
純資産合計	105, 390, 391, 962
負債純資産合計	105, 878, 589, 832

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年10月13日 至 2024年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年10月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	52,985,968,815円
同期中追加設定元本額	24,729,231,074円
同期中一部解約元本額	22,021,352,793円
元本の内訳	
ファンド名	
D IAM新興国株式インデックスファンド<DC年金>	10,568,123,918円
たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>	6,016,985,704円
MITO ラップ型ファンド（安定型）	2,049,103円
MITO ラップ型ファンド（中立型）	9,814,469円
MITO ラップ型ファンド（積極型）	24,193,385円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	25,404,849円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	29,866,299円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	15,003,061円

たわらノーロード 新興国株式	15,022,846,721円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	5,368,932,575円
たわらノーロード バランス（堅実型）	31,689,011円
たわらノーロード バランス（標準型）	147,503,211円
たわらノーロード バランス（積極型）	315,669,070円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	93,091円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	491,029円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	108,580,502円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	130,721,647円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	233,969,477円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	11,703円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	9,090,864円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	4,684,427円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	8,223,222円
たわらノーロード 全世界株式	3,910,317,153円
One DC 新興国株式インデックスファンド	1,678,742,104円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	385,770,348円
DIAM DC 8資産バランスファンド（新興国10）	338,707,275円
DIAM DC 8資産バランスファンド（新興国20）	582,696,627円
DIAM DC 8資産バランスファンド（新興国30）	1,163,027,002円
投資のソムリエ	3,836,228,839円
クルーズコントロール	146,555,806円
投資のソムリエ<DC年金>	452,217,929円
DIAM 8資産バランスファンドN<DC年金>	488,663,985円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	531,531,866円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1,487,093,693円
ワールドアセットバランス（基本コース）	417,486,050円
ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	1,204,844,189円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	33,616,815円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2055）	17,573,086円
リスク抑制世界8資産バランスファンド（DC）	3,832,612円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2035）	104,041,957円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	255,449,023円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	300,260,187円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2040）	38,525,447円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2050）	19,067,210円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2060）	11,572,400円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2065）	3,086,810円
Oneグローバル最適化バランス（成長型）<ラップ向け>	14,264,611円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2070）	22,868円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	67,261,379円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（F OF s用）（適格機関投資家専用）	1,666,753円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）	87,111,577円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA（適格機関投資家限定）	38,664,157円
計	55,693,847,096円
2. 受益権の総数	55,693,847,096口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目

自 2023年10月13日

	至 2024年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって了場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年10月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	11,928,575,161
投資信託受益証券	△32,966,676
投資証券	△6,930,874
合計	11,888,677,611

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年4月19日から2024年10月15日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2024年10月15日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1年超	
市場取引			
先物取引			
賃貸	5,801,771,959	—	6,129,757,300
合計	5,801,771,959	—	6,129,757,300
			327,985,341

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年10月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8923円 (18,923円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年10月15日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CIA DE MINAS BUENAVENTURA SA ADR	14,076	13.560	190,870.560	
	SURGUTNEFTEGAZ SP ADR PREF	24,210	0.000	0.000	
	CREDICORP LTD	5,400	185.490	1,001,646.000	
	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JOINT STOCK COMPANY ADR	42,311	0.000	0.000	
	SOUTHERN COPPER CORP	6,943	117.570	816,288.510	
	GAZPROM PJSC	966,942	0.000	0.000	
	LUKOIL PJSC	33,845	0.000	0.000	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BANK EGYPT GDR	219,522	1.574	345,527.620	
	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO	89,000	2.361	210,129.000	

SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	61,882	1. 625	100, 558. 250	
SURGUTNEfteGAZ ADR	71,084	0. 000	0. 000	
X5 RETAIL GROUP NV GDR	16,003	0. 000	0. 000	
NOVATEK PJSC GDR	7,413	0. 000	0. 000	
NOVOLIPETSK STEEL GDR	13,260	0. 000	0. 000	
MMC NORILSK NICKEL ADR	53,953	0. 000	0. 000	
MAGNIT PJSC	7,574	0. 000	0. 000	
ROSNEFT OIL CO PJSC	107,951	0. 000	0. 000	
SEVERSTAL GDR	18,608	0. 000	0. 000	
TATNEFT ADR	19,509	0. 000	0. 000	
VTB BANK PJSC	60,800	0. 000	0. 000	
VIPSHOP HOLDINGS LTD ADR	30,573	16. 450	502, 925. 850	
TAL EDUCATION GROUP-ADR	35,582	10. 880	387, 132. 160	
VK CO LTD GDR	9,858	0. 000	0. 000	
SBERBANK OF RUSSIA PJSC	897,112	0. 000	0. 000	
NEBIUS GROUP NV	25,601	0. 000	0. 000	
PHOSAGRO PJSC GDR	18,163	0. 000	0. 000	
H WORLD GROUP LTD ADR	16,409	39. 220	643, 560. 980	
TCS GROUP HOLDING PLC GDR	9,961	0. 000	0. 000	
QIFU TECHNOLOGY INC ADR	10,000	32. 970	329, 700. 000	
PAGSEGURO DIGITAL LTD	15,706	8. 370	131, 459. 220	
TENCENT MUSIC ENTERTAINMENT GROUP ADR	59,863	12. 700	760, 260. 100	
STONECO LTD	20,058	11. 230	225, 251. 340	
AUTOHOME INC ADR	4,983	32. 370	161, 299. 710	
XP INC	29,992	18. 010	540, 155. 920	
KANZHUN LTD ADR	21,614	16. 100	347, 985. 400	
KE HOLDINGS INC ADR	52,192	22. 310	1, 164, 403. 520	
LEGEND BIOTECH CORP ADR	5,782	49. 680	287, 249. 760	
OZON HOLDINGS PLC ADR	4,537	0. 000	0. 000	
NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISLANDS	239,195	14. 680	3, 511, 382. 600	
INTER & CO INC	19,206	6. 480	124, 454. 880	
PDD HOLDINGS INC ADR	56,021	136. 030	7, 620, 536. 630	
YUM CHINA HOLDINGS INC	31,586	46. 830	1, 479, 172. 380	
IQIYI INC ADR	33,439	2. 530	84, 600. 670	
POLYUS PJSC GDR	6,787	0. 000	0. 000	
アメリカ・ドル 小計	3,494,506		20, 966, 551. 060 (3, 138, 063, 697)	
アラブ首長国連邦・ディルハム	ABU DHABI ISLAMIC BANK PJSC	118, 172	12. 180	1, 439, 334. 960
	DUBAI ISLAMIC BANK PJSC	243, 692	6. 120	1, 491, 395. 040
	EMIRATES TELECOMMUNICATIONS GROUP CO PJSC	284, 657	17. 880	5, 089, 667. 160
	ABU DHABI COMMERCIAL	230, 790	8. 380	1, 934, 020. 200

BANK PJSC				
FIRST ABU DHABI BANK PJSC	350, 911	13. 320	4, 674, 134. 520	
EMAAR PROPERTIES PJSC	532, 492	8. 370	4, 456, 958. 040	
ALDAR PROPERTIES PJSC	323, 840	7. 340	2, 376, 985. 600	
EMIRATES NBD BANK PJSC	151, 332	20. 100	3, 041, 773. 200	
ADNOC DRILLING CO PJSC	250, 812	4. 760	1, 193, 865. 120	
MULTIPLY GROUP	279, 807	2. 250	629, 565. 750	
AMERICANA RESTAURANTS INTERNATIONAL PLC - FOREIGN CO	250, 589	2. 470	618, 954. 830	
ABU DHABI NATIONAL OIL CO FOR DISTRIBUTION PJSC	268, 290	3. 660	981, 941. 400	
アラブ首長国連邦・ディルハム 小計	3, 285, 384		27, 928, 595. 820 (1, 140, 045, 281)	
インド・ルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	245, 849	2, 745. 050	674, 867, 797. 450
	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	118, 378	340. 750	40, 337, 303. 500
	ASIAN PAINTS LTD	30, 691	3, 039. 150	93, 274, 552. 650
	BANK OF BARODA	82, 954	244. 550	20, 286, 400. 700
	EICHER MOTORS LTD	11, 149	4, 779. 800	53, 289, 990. 200
	GRASIM INDUSTRIES LTD	21, 488	2, 726. 900	58, 595, 627. 200
	HDFC BANK LTD	343, 894	1, 688. 100	580, 527, 461. 400
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	75, 480	3, 154. 900	238, 131, 852. 000
	SHREE CEMENT LTD	759	24, 572. 200	18, 650, 299. 800
	ICICI BANK LTD	419, 311	1, 231. 750	516, 486, 324. 250
	INDUSIND BANK LTD	21, 721	1, 370. 450	29, 767, 544. 450
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP LTD	77, 008	405. 850	31, 253, 696. 800
	STATE BANK OF INDIA LTD	144, 138	805. 150	116, 052, 710. 700
	CONTAINER CORP OF INDIA LTD	19, 695	880. 800	17, 347, 356. 000
	TATA STEEL LTD	609, 848	158. 320	96, 551, 135. 360
	TATA MOTORS LTD	162, 221	928. 250	150, 581, 643. 250
	JSW STEEL LTD	47, 396	1, 012. 500	47, 988, 450. 000
	TATA COMMUNICATIONS LTD	8, 325	1, 951. 350	16, 244, 988. 750
	TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	46, 699	1, 113. 550	52, 001, 671. 450
	BAJAJ HOLDINGS & INVESTMENT LTD	2, 047	10, 670. 250	21, 842, 001. 750
	TATA POWER CO LTD	116, 480	462. 300	53, 848, 704. 000
	BRITANNIA INDUSTRIES LTD	8, 690	5, 978. 050	51, 949, 254. 500
	NESTLE INDIA LTD	27, 443	2, 502. 050	68, 663, 758. 150
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS LTD	82, 126	268. 750	22, 071, 362. 500
	GAIL INDIA LTD	184, 426	230. 670	42, 541, 545. 420
	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	88, 970	1, 910. 800	170, 003, 876. 000

VEDANTA LTD	110, 399	499. 150	55, 105, 660. 850	
SUPREME INDUSTRIES LTD	5, 257	5, 282. 450	27, 769, 839. 650	
AXIS BANK LTD	184, 556	1, 164. 350	214, 887, 778. 600	
TITAN COMPANY LTD	28, 558	3, 497. 800	99, 890, 172. 400	
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	253, 743	286. 500	72, 697, 369. 500	
COLGATE-PALMOLIVE INDIA LTD	11, 612	3, 522. 450	40, 902, 689. 400	
BHARAT ELECTRONICS LTD	294, 208	285. 700	84, 055, 225. 600	
LUPIN LTD	17, 611	2, 243. 900	39, 517, 322. 900	
NMDC LTD	81, 582	237. 050	19, 339, 013. 100	
MPHASIS LTD	7, 850	2, 962. 600	23, 256, 410. 000	
BAJAJ FINANCE LTD	22, 600	7, 208. 800	162, 918, 880. 000	
INFOSYS LTD	268, 642	1, 958. 900	526, 242, 813. 800	
WIPRO LTD	105, 400	549. 550	57, 922, 570. 000	
TATA ELXSI LTD	2, 960	7, 573. 500	22, 417, 560. 000	
MRF LTD	175	131, 913. 300	23, 084, 827. 500	
INDIAN OIL CORP LTD	231, 980	165. 470	38, 385, 730. 600	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	66, 717	2, 789. 100	186, 080, 384. 700	
TRENT LTD	14, 859	8, 191. 850	121, 722, 699. 150	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE LTD	8, 212	7, 092. 600	58, 244, 431. 200	
CUMMINS INDIA LTD	11, 753	3, 667. 800	43, 107, 653. 400	
HCL TECHNOLOGIES LTD	75, 976	1, 855. 900	141, 003, 858. 400	
DABUR INDIA LTD	46, 381	567. 300	26, 311, 941. 300	
HERO MOTOCORP LTD	9, 704	5, 555. 350	53, 909, 116. 400	
SRF LTD	11, 493	2, 342. 850	26, 926, 375. 050	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	6, 405	2, 978. 600	19, 077, 933. 000	
DR REDDYS LABORATORIES LTD	9, 588	6, 659. 900	63, 855, 121. 200	
BHARTI AIRTEL LTD	205, 855	1, 695. 600	349, 047, 738. 000	
PUNJAB NATIONAL BANK LTD	175, 051	105. 010	18, 382, 105. 510	
ORACLE FINANCIAL SERVICES SOFTWARE LTD	1, 746	11, 731. 450	20, 483, 111. 700	
UNITED SPIRITS LTD	22, 698	1, 540. 450	34, 965, 134. 100	
UNION BANK OF INDIA LTD	119, 319	114. 050	13, 608, 331. 950	
CANARA BANK	149, 548	104. 490	15, 626, 270. 520	
SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	77, 006	1, 909. 750	147, 062, 208. 500	
DIVI'S LABORATORIES LTD	10, 063	6, 214. 850	62, 540, 035. 550	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	10, 122	12, 537. 850	126, 908, 117. 700	
AUROBINDO PHARMA LTD	21, 722	1, 489. 250	32, 349, 488. 500	
HAVELLS INDIA LTD	19, 728	1, 940. 250	38, 277, 252. 000	
TVS MOTOR COMPANY LTD	19, 342	2, 830. 400	54, 745, 596. 800	
JINDAL STEEL & POWER LTD	27, 284	993. 150	27, 097, 104. 600	
JINDAL STAINLESS LTD	27, 489	752. 050	20, 673, 102. 450	
SAMVARDHANA MOTHERSON	218, 936	214. 250	46, 907, 038. 000	

INTERNAT				
SHRIRAM FINANCE LTD	22, 941	3, 395. 300	77, 891, 577. 300	
PETRONET LNG LTD	61, 507	354. 550	21, 807, 306. 850	
CIPLA LTD/INDIA	42, 866	1, 598. 450	68, 519, 157. 700	
LARSEN & TOUBRO LTD	54, 568	3, 555. 050	193, 991, 968. 400	
ULTRATECH CEMENT LTD	9, 165	11, 300. 300	103, 567, 249. 500	
ASHOK LEYLAND LTD	121, 319	228. 710	27, 746, 868. 490	
BOSCH LTD	592	38, 795. 600	22, 966, 995. 200	
TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	73, 032	4, 136. 650	302, 107, 822. 800	
ADANI ENTERPRISES LTD	12, 036	3, 101. 100	37, 324, 839. 600	
NTPC LTD	350, 103	424. 500	148, 618, 723. 500	
YES BANK LTD	1, 178, 292	21. 050	24, 803, 046. 600	
AMBUJA CEMENTS LTD	48, 912	588. 900	28, 804, 276. 800	
BHARAT FORGE LTD	21, 319	1, 490. 100	31, 767, 441. 900	
SUZLON ENERGY LTD	778, 252	74. 010	57, 598, 430. 520	
HINDALCO INDUSTRIES LTD	108, 877	743. 000	80, 895, 611. 000	
ITC LTD	243, 422	496. 950	120, 968, 562. 900	
PIDILITE INDUSTRIES LTD	11, 991	3, 131. 450	37, 549, 216. 950	
UNITED PHOSPHORUS LTD	38, 855	578. 650	22, 483, 445. 750	
SUNDARAM FINANCE LTD	5, 486	5, 106. 400	28, 013, 710. 400	
PHOENIX MILLS LTD	16, 344	1, 615. 150	26, 398, 011. 600	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	8, 201	3, 489. 950	28, 621, 079. 950	
THERMAX LTD	3, 487	5, 116. 250	17, 840, 363. 750	
SIEMENS INDIA LTD	7, 243	7, 725. 400	55, 955, 072. 200	
INFO EDGE INDIA LTD	6, 037	8, 286. 150	50, 023, 487. 550	
GMR INFRASTRUCTURE LTD	191, 362	88. 950	17, 021, 649. 900	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	50, 227	855. 300	42, 959, 153. 100	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	33, 447	1, 312. 600	43, 902, 532. 200	
TECH MAHINDRA LTD	44, 064	1, 692. 500	74, 578, 320. 000	
INDIAN HOTELS CO LTD	70, 981	705. 200	50, 055, 801. 200	
TORRENT POWER LTD	13, 970	1, 940. 250	27, 105, 292. 500	
VODAFONE IDEA LTD	1, 888, 461	9. 090	17, 166, 110. 490	
MARICO LTD	39, 330	689. 350	27, 112, 135. 500	
POWER FINANCE CORP LTD	120, 494	473. 600	57, 065, 958. 400	
PAGE INDUSTRIES LTD	508	45, 648. 500	23, 189, 438. 000	
ABB LTD/INDIA	4, 375	8, 570. 500	37, 495, 937. 500	
DLF LTD	58, 079	862. 900	50, 116, 369. 100	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	373, 975	330. 700	123, 673, 532. 500	
NHPC LTD	249, 136	91. 060	22, 686, 324. 160	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	8, 682	5, 616. 700	48, 764, 189. 400	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	42, 728	1, 410. 300	60, 259, 298. 400	
REC LTD	107, 503	540. 350	58, 089, 246. 050	
BAJAJ FINSERV LTD	29, 864	1, 867. 200	55, 762, 060. 800	
BAJAJ AUTO LTD	5, 635	11, 899. 300	67, 052, 555. 500	

JUBILANT FOODWORKS LTD	30, 266	618. 350	18, 714, 981. 100	
ADANI POWER LTD	63, 076	634. 450	40, 018, 568. 200	
OIL INDIA LTD	39, 185	586. 300	22, 974, 165. 500	
MUTHOOT FINANCE LTD	9, 935	1, 949. 950	19, 372, 753. 250	
PRESTIGE ESTATES PROJECTS LTD	11, 287	1, 855. 650	20, 944, 721. 550	
JSW ENERGY LTD	28, 936	703. 200	20, 347, 795. 200	
COAL INDIA LTD	148, 409	498. 300	73, 952, 204. 700	
INDUS TOWERS LTD	96, 139	386. 900	37, 196, 179. 100	
PI INDUSTRIES LTD	6, 463	4, 564. 750	29, 501, 979. 250	
VARUN BEVERAGES LTD	91, 612	591. 650	54, 202, 239. 800	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	8, 731	4, 228. 650	36, 920, 343. 150	
LТИ MINDTREE LTD	6, 071	6, 448. 550	39, 149, 147. 050	
ADANI GREEN ENERGY LTD	25, 426	1, 775. 350	45, 140, 049. 100	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	78, 639	740. 600	58, 240, 043. 400	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	30, 495	701. 000	21, 376, 995. 000	
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	16, 100	4, 507. 550	72, 571, 555. 000	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	7, 421	4, 482. 050	33, 261, 293. 050	
GODREJ PROPERTIES LTD	9, 790	3, 091. 550	30, 266, 274. 500	
POLY CAB INDIA LTD	4, 354	7, 483. 400	32, 582, 723. 600	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND FINANCE CO LTD	33, 361	1, 512. 900	50, 471, 856. 900	
RAIL VIKAS NIGAM LTD	42, 297	470. 500	19, 900, 738. 500	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES LTD	22, 115	737. 550	16, 310, 918. 250	
INDIAN RAILWAY CATERING & TOURISM CORP LTD	18, 362	885. 000	16, 250, 370. 000	
ZOMATO LTD	537, 478	280. 050	150, 520, 713. 900	
MACROTECH DEVELOPERS LTD	24, 489	1, 210. 550	29, 645, 158. 950	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	64, 064	947. 250	60, 684, 624. 000	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	2, 645	15, 265. 050	40, 376, 057. 250	
APL APOLLO TUBES LTD	12, 592	1, 561. 650	19, 664, 296. 800	
SONA BLW PRECISION FORGINGS LTD	32, 684	660. 100	21, 574, 708. 400	
PB FINTECH LTD	24, 230	1, 652. 650	40, 043, 709. 500	
MANKIND PHARMA LTD	8, 411	2, 759. 600	23, 210, 995. 600	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	228, 797	340. 050	77, 802, 419. 850	
ASTRAL POLYTECHNIK LTD	10, 569	1, 905. 400	20, 138, 172. 600	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	19, 977	1, 062. 350	21, 222, 565. 950	
AVENUE SUPERMARTS LTD	12, 852	4, 183. 600	53, 767, 627. 200	

IDFC BANK LTD	288, 299	72. 940	21, 028, 529. 060	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE CO LTD	18, 897	2, 089. 350	39, 482, 446. 950	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	30, 106	739. 150	22, 252, 849. 900	
INTERGLOBE AVIATION LTD	14, 217	4, 678. 950	66, 520, 632. 150	
SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2, 247	11, 298. 100	25, 386, 830. 700	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	35, 181	1, 738. 300	61, 155, 132. 300	
インド・ルピー 小計	14, 745, 189		10, 664, 928, 859. 930 (19, 090, 222, 659)	
インドネシア・ルピア	BARITO PACIFIC TBK PT	2, 181, 173	1, 015. 000	2, 213, 890, 595. 000
	UNITED TRACTORS TBK PT	112, 201	26, 025. 000	2, 920, 031, 025. 000
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	364, 000	7, 050. 000	2, 566, 200, 000. 000
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	591, 600	2, 320. 000	1, 372, 512, 000. 000
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1, 654, 200	4, 930. 000	8, 155, 206, 000. 000
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	3, 947, 700	2, 900. 000	11, 448, 330, 000. 000
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA TBK PT	620, 600	4, 950. 000	3, 071, 970, 000. 000
	INDAH KIAT PULP AND PAPER CORP TBK PT	192, 100	8, 325. 000	1, 599, 232, 500. 000
	BANK MANDIRI	3, 023, 800	6, 925. 000	20, 939, 815, 000. 000
	BANK RAKYAT INDONESIA	5, 522, 400	4, 900. 000	27, 059, 760, 000. 000
	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	1, 203, 900	5, 425. 000	6, 531, 157, 500. 000
	KALBE FARMA TBK PT	1, 953, 000	1, 715. 000	3, 349, 395, 000. 000
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	4, 463, 000	10, 500. 000	46, 861, 500, 000. 000
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	633, 400	8, 600. 000	5, 447, 240, 000. 000
	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1, 190, 100	3, 870. 000	4, 605, 687, 000. 000
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK PT	194, 100	12, 350. 000	2, 397, 135, 000. 000
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK PT	1, 482, 800	3, 200. 000	4, 744, 960, 000. 000
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	74, 896, 200	65. 000	4, 868, 253, 000. 000
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL PT	528, 400	9, 450. 000	4, 993, 380, 000. 000
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	794, 082	2, 530. 000	2, 009, 027, 460. 000
インドネシア・ルピア 小計	105, 548, 756		167, 154, 682, 080. 000 (1, 621, 400, 416)	
オフショア・	EVE ENERGY CO LTD	14, 732	46. 700	687, 984. 400

人民元

SIEYUAN ELECTRIC CO LTD	5,800	73. 300	425, 140. 000	
WUS PRINTED CIRCUIT KUNSHAN CO LTD	5, 940	42. 710	253, 697. 400	
TIANSHUI HUATIAN TECHNOLOGY CO LTD	12, 000	9. 700	116, 400. 000	
GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	5, 180	31. 960	165, 552. 800	
YUNNAN ALUMINIUM CO LTD	12, 200	15. 140	184, 708. 000	
KUANG-CHI TECHNOLOGIES CO LTD	17, 500	28. 070	491, 225. 000	
UNISPLENDOUR CORP LTD	18, 640	23. 730	442, 327. 200	
SHANDONG SUN PAPER INDUSTRY JSC LTD	19, 100	14. 170	270, 647. 000	
HANGZHOU TIGERMED CONSULTING CO LTD	1, 200	63. 820	76, 584. 000	
SUNWODA ELECTRONIC CO LTD	16, 200	21. 520	348, 624. 000	
HUAGONG TECH CO LTD	2, 200	33. 690	74, 118. 000	
CHANGCHUN HIGH-TECH INDUSTRY GROUP CO LTD	2, 100	104. 020	218, 442. 000	
ZHEJIANG SANHUA INTELLIGENT CONTROLS CO LTD	11, 800	21. 820	257, 476. 000	
MANGO EXCELLENT MEDIA CO LTD	8, 100	23. 900	193, 590. 000	
SUZHOU DONGSHAN PRECISION MANUFACTURING CO LTD	13, 900	23. 540	327, 206. 000	
SHANJIN INTERNATIONAL GOLD CO LTD	23, 900	18. 090	432, 351. 000	
GEM CO LTD	29, 100	6. 780	197, 298. 000	
ZHEJIANG CENTURY HUATONG GROUP CO LTD	58, 100	3. 920	227, 752. 000	
INNER MONGOLIA DIAN TOU ENERGY CORP LTD	16, 900	19. 140	323, 466. 000	
SUNGROW POWER SUPPLY CO LTD	8, 260	96. 750	799, 155. 000	
WUHAN GUIDE INFRARED CO LTD	15, 593	7. 320	114, 140. 760	
ZHEJIANG NHU CO LTD	5, 812	23. 820	138, 441. 840	
SHIJIAZHUANG YILING PHARMACEUTICAL CO LTD	13, 360	16. 790	224, 314. 400	
BEIJING NEW BUILDING MATERIALS PLC	5, 100	32. 770	167, 127. 000	
GUANGDONG HAID GROUP CO LTD	9, 300	44. 100	410, 130. 000	
GOTION HIGH-TECH CO LTD	10, 400	21. 910	227, 864. 000	
JIANGSU YUYUE MEDICAL EQUIPMENT & SUPPLY CO LTD	1, 000	37. 200	37, 200. 000	

MUYUAN FOODSTUFF CO LTD	24, 000	43. 290	1, 038, 960. 000	
CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICAL PRODUCTS CO LTD	8, 950	31. 930	285, 773. 500	
SHANXI XISHAN COAL & ELECTRICITY POWER CO LTD	18, 000	8. 800	158, 400. 000	
TIANQI LITHIUM CORP	4, 300	33. 870	145, 641. 000	
CHINA GREATWALL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	11, 200	9. 850	110, 320. 000	
BEIJING YANJING BREWERY CO LTD	24, 800	10. 830	268, 584. 000	
BY-HEALTH CO LTD	14, 100	13. 310	187, 671. 000	
SICHUAN KELUN PHARMACEUTICAL CO LTD	12, 000	32. 890	394, 680. 000	
HUALAN BIOLOGICAL ENGINEERING INC	7, 800	16. 290	127, 062. 000	
RONGSHENG PETRO CHEMICAL CO LTD	51, 550	9. 460	487, 663. 000	
CHINA RESOURCES SANJIU MEDICAL & PHARMACEUTICAL CO LTD	7, 800	46. 950	366, 210. 000	
UNIGROUP GUOXIN MICROELECTRONICS CO LTD	2, 239	67. 000	150, 013. 000	
INSPUR ELECTRONIC INFORMATION INDUSTRY CO LTD	11, 470	40. 450	463, 961. 500	
GRG BANKING EQUIPMENT CO LTD	12, 700	11. 590	147, 193. 000	
AIER EYE HOSPITAL GROUP CO LTD	39, 729	14. 440	573, 686. 760	
CHAOZHOU THREE-CIRCLE GROUP CO LTD	10, 800	35. 850	387, 180. 000	
SHENZHEN SALUBRIS PHARMACEUTICALS CO LTD	500	34. 780	17, 390. 000	
LEPU MEDICAL TECHNOLOGY BEIJING CO LTD	6, 900	12. 190	84, 111. 000	
XCMG CONSTRUCTION MACHINERY CO LTD	33, 100	7. 920	262, 152. 000	
DONG-E-E-JIAO CO LTD	4, 900	60. 400	295, 960. 000	
GUANGZHOU HAIGE COMMUNICATIONS GROUP INC CO	15, 300	10. 450	159, 885. 000	
HUADONG MEDICINE CO LTD	6, 200	33. 810	209, 622. 000	
YANTAI JEREH OILFIELD SERVICES GROUP CO LTD	5, 000	33. 180	165, 900. 000	
TONGLING NONFERROUS METALS GROUP CO LTD	70, 900	3. 600	255, 240. 000	
37 INTERACTIVE ENTERTAINMENT NETWORK TECHNOLOGY GROUP CO LTD	15, 900	16. 210	257, 739. 000	

AECC AERO-ENGINE CONTROL CO LTD	9,800	21.890	214,522.000	
LUZHOU LAOJIAO CO LTD	7,600	141.200	1,073,120.000	
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLOGY CO LTD	4,800	58.910	282,768.000	
TCL ZHONGHUAN RENEWABLE ENERGY	13,675	9.500	129,912.500	
BEIJING KUNLUN TECH CO LTD	9,100	36.200	329,420.000	
HITHINK ROYALFLUSH INFORMATION NETWORK CO LTD	3,600	190.250	684,900.000	
SHENZHEN ENERGY GROUP CO LTD	36,480	6.800	248,064.000	
BEIJING ENLIGHT MEDIA CO LTD	14,300	8.010	114,543.000	
LUXSHARE PRECISION INDUSTRY CO LTD	31,154	43.990	1,370,464.460	
QINGHAI SALT LAKE INDUSTRY CO LTD	29,900	17.400	520,260.000	
FOCUS MEDIA INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	71,300	6.970	496,961.000	
NEW HOPE LIUHE CO LTD	19,900	9.670	192,433.000	
ZHEJIANG DAHUA TECHNOLOGY CO LTD	19,100	16.440	314,004.000	
IFLYTEK CO LTD	7,900	43.650	344,835.000	
GOERTEK INC	25,100	22.680	569,268.000	
GUOYUAN SECURITIES CO LTD	21,300	8.310	177,003.000	
BANK OF NINGBO CO LTD	35,200	25.830	909,216.000	
LENS TECHNOLOGY CO LTD	30,200	21.350	644,770.000	
TCL TECHNOLOGY GROUP CORPORATION	54,420	4.290	233,461.800	
CHANGJIANG SECURITIES CO LTD	28,300	6.670	188,761.000	
CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE CO LTD	40,488	13.340	540,109.920	
WESTERN SECURITIES CO LTD	22,700	8.260	187,502.000	
HENAN SHUANGHUI INVESTMENT & DEVELOPMENT CO LTD	12,300	25.030	307,869.000	
YUNNAN BAIYAO GROUP CO LTD	10,520	57.780	607,845.600	
EAST MONEY INFORMATION CO LTD	77,918	21.070	1,641,732.260	
JIANGSU YANGHE DISTILLERY CO LTD	7,800	86.510	674,778.000	
WULIANGYE YIBIN CO LTD	18,600	149.760	2,785,536.000	
SHANGHAI RAAS BLOOD PRODUCTS CO LTD	58,900	7.160	421,724.000	

BOE TECHNOLOGY GROUP CO LTD	137, 400	4. 250	583, 950. 000	
CHINA MERCHANTS SHEKOU INDUSTRIAL ZONE HOLDINGS CO LTD	45, 900	11. 160	512, 244. 000	
GREE ELECTRIC APPLIANCES INC OF ZHUHAI	12, 100	49. 840	603, 064. 000	
MIDEA GROUP CO LTD	16, 200	79. 000	1, 279, 800. 000	
GUOSEN SECURITIES CO LTD	42, 300	11. 750	497, 025. 000	
PING AN BANK CO LTD	97, 200	12. 020	1, 168, 344. 000	
WENS FOODSTUFFS GROUP CO LTD	24, 480	18. 770	459, 489. 600	
SHENWAN HONGYUAN GROUP CO LTD	113, 500	5. 320	603, 820. 000	
CHINA VANKE CO LTD	55, 100	9. 340	514, 634. 000	
ZTE CORP	16, 500	30. 410	501, 765. 000	
ZOOLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECHNOLOGY CO LTD	28, 500	7. 100	202, 350. 000	
WEICHAI POWER CO LTD	44, 200	14. 520	641, 784. 000	
LIVZON PHARMACEUTICAL GROUP INC	4, 200	39. 140	164, 388. 000	
GF SECURITIES CO LTD	15, 300	15. 950	244, 035. 000	
GOLDWIND SCIENCE & TECHNOLOGY CO LTD	21, 100	10. 070	212, 477. 000	
BYD CO LTD	8, 400	307. 000	2, 578, 800. 000	
GUANGDONG LY INTELLIGENT MANUFACTURING CO LTD	34, 100	7. 950	271, 095. 000	
GUANGZHOU TINCI MATERIALS TECHNOLOGY CO LTD	9, 660	16. 720	161, 515. 200	
SHENZHEN CAPCHEM TECHNOLOGY CO LTD	5, 220	38. 440	200, 656. 800	
LB GROUP CO LTD	11, 000	19. 290	212, 190. 000	
JIANGSU EASTERN SHENGHONG CO LTD	42, 800	8. 250	353, 100. 000	
ZHEJIANG WEIXING NEW BUILDING MATERIALS CO LTD	12, 700	14. 060	178, 562. 000	
NAURA TECHNOLOGY GROUP CO LTD	2, 200	369. 010	811, 822. 000	
INNER MONGOLIA YUAN XING ENERGY CO LTD	30, 100	6. 330	190, 533. 000	
NANTONG FUJITSU MICROELECTRONICS CO LTD	12, 800	22. 300	285, 440. 000	
HUAFON CHEMICAL CO LTD	34, 200	7. 860	268, 812. 000	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	1, 700	199. 000	338, 300. 000	

HENGYI PETROCHEMICAL CO LTD	15, 600	6. 510	101, 556. 000	
ZHEJIANG JINGSHENG MECHANICAL & ELECTRICAL CO LTD	6, 600	33. 930	223, 938. 000	
ZHEJIANG SUPOR CO LTD	600	55. 810	33, 486. 000	
NINESTAR CORP	10, 400	30. 390	316, 056. 000	
HISENSE HOME APPLIANCES GROUP CO LTD	5, 700	30. 800	175, 560. 000	
CNPC CAPITAL CO LTD	38, 200	9. 320	356, 024. 000	
HENAN SHENHUA COAL & POWER CO LTD	16, 900	19. 130	323, 297. 000	
ASYMCHEM LABORATORIES TIANJIN CO LTD	1, 820	76. 620	139, 448. 400	
SF HOLDING CO LTD	24, 400	43. 480	1, 060, 912. 000	
INGENIC SEMICONDUCTOR CO LTD	2, 500	67. 980	169, 950. 000	
EOPTOLINK TECHNOLOGY INC LTD	3, 900	148. 530	579, 267. 000	
BANK OF SHANGHAI CO LTD	80, 290	7. 890	633, 488. 100	
360 SECURITY TECHNOLOGY INC	38, 900	8. 470	329, 483. 000	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	82, 800	7. 340	607, 752. 000	
ECOVACS ROBOTICS CO LTD	2, 300	47. 400	109, 020. 000	
CSC FINANCIAL CO LTD	28, 900	27. 360	790, 704. 000	
SHANGHAI PUTAILAI NEW ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	6, 461	13. 970	90, 260. 170	
HENGLI PETROCHEMICAL CO LTD	24, 800	14. 960	371, 008. 000	
ZHESHANG SECURITIES CO LTD	22, 500	13. 360	300, 600. 000	
SATELLITE CHEMICAL CO LTD	15, 278	19. 070	291, 351. 460	
YEALINK NETWORK TECHNOLOGY CORP LTD	4, 410	40. 530	178, 737. 300	
YUNNAN ENERGY NEW MATERIAL CO LTD	3, 700	33. 450	123, 765. 000	
OPPEIN HOME GROUP INC	2, 100	58. 580	123, 018. 000	
ZHEJIANG HUAYOU COBALT CO LTD	9, 116	29. 190	266, 096. 040	
HEILONGJIANG AGRICULTURE CO LTD	9, 500	14. 390	136, 705. 000	
ZHONGJI INNOLIGHT CO LTD	4, 340	162. 000	703, 080. 000	
CHINA MERCHANTS EXPRESSWAY NETWORK & TECHNOLOGY HOLDINGS CO LTD	27, 500	12. 400	341, 000. 000	
JIANGSU YOKE TECHNOLOGY	100	59. 910	5, 991. 000	

CO LTD				
SHENNAN CIRCUITS CO LTD	3, 340	108. 990	364, 026. 600	
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIVE CO LTD	3, 000	117. 500	352, 500. 000	
WEIHAI GUANGWEI COMPOSITES CO LTD	4, 800	32. 510	156, 048. 000	
CHINA RARE EARTH RESOURCES AND TECHNOLOGY CO LTD	3, 100	26. 190	81, 189. 000	
CAITONG SECURITIES CO LTD	12, 700	8. 240	104, 648. 000	
HOSHINE SILICON INDUSTRY CO LTD	2, 400	54. 630	131, 112. 000	
HUANENG LANCANG RIVER HYDROPOWER INC	19, 000	10. 620	201, 780. 000	
BANK OF CHENGDU CO LTD	21, 300	15. 950	339, 735. 000	
BETHEL AUTOMOTIVE SAFETY SYSTEMS CO LTD	140	47. 880	6, 703. 200	
HEBEI YANGYUAN ZHIHUI BEVERAGE CO LTD	11, 800	21. 880	258, 184. 000	
FOXCONN INDUSTRIAL INTERNET CO LTD	57, 600	25. 160	1, 449, 216. 000	
SHENZHEN MINDRAY BIO- MEDICAL ELECTRONICS CO LTD	5, 800	284. 900	1, 652, 420. 000	
SG MICRO CORP	3, 395	92. 290	313, 324. 550	
CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	21, 540	249. 720	5, 378, 968. 800	
GIGADEVICE SEMICONDUCTOR INC	3, 016	86. 120	259, 737. 920	
WUXI APPTEC CO LTD	13, 972	51. 900	725, 146. 800	
BAIC BLUEPARK NEW ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	30, 200	7. 470	225, 594. 000	
FLAT GLASS GROUP CO LTD	10, 300	19. 400	199, 820. 000	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL BANK CO LTD	23, 400	5. 990	140, 166. 000	
HAINAN AIRPORT INFRASTRUCTURE CO LTD	82, 500	3. 470	286, 275. 000	
WINGTECH TECHNOLOGY CO LTD	7, 300	31. 820	232, 286. 000	
MAXSCEND MICROELECTRONICS CO LTD	2, 560	101. 750	260, 480. 000	
NINGXIA BAOFENG ENERGY GROUP CO LTD	25, 300	16. 850	426, 305. 000	
PHARMARON BEIJING CO LTD	7, 425	28. 550	211, 983. 750	
SHANGHAI FRIENDESS ELECTRONIC TECHNOLOGY CORP LTD	1, 540	210. 990	324, 924. 600	
AMLOGIC SHANGHAI CO LTD	1, 100	70. 920	78, 012. 000	

WESTERN SUPERCONDUCTING TECHNOLOGIES CO LTD	2, 520	46. 170	116, 348. 400	
ADVANCED MICRO-FABRICATION EQUIPMENT INC CHINA	3, 000	173. 250	519, 750. 000	
MONTAGE TECHNOLOGY CO LTD	5, 400	66. 930	361, 422. 000	
CHINA RAILWAY SIGNAL & COMMUNICATION CORP LTD	53, 400	6. 490	346, 566. 000	
SHANGHAI LINGANG HOLDINGS CORP LTD	28, 700	10. 650	305, 655. 000	
WILL SEMICONDUCTOR LTD	5, 030	110. 670	556, 670. 100	
CHINA ZHESHANG BANK CO LTD	114, 300	2. 920	333, 756. 000	
PANGANG GROUP VANADIUM TITANIUM & RESOURCES CO LTD	70, 700	2. 750	194, 425. 000	
AVARY HOLDING SHENZHEN CO LTD	10, 700	35. 960	384, 772. 000	
CHINA GREAT WALL SECURITIES CO LTD	24, 800	8. 420	208, 816. 000	
NINGBO ORIENT WIRES & CABLES CO LTD	2, 900	51. 470	149, 263. 000	
CGN POWER CO LTD	69, 500	4. 300	298, 850. 000	
CITIC PACIFIC SPECIAL STEEL GROUP CO LTD	21, 200	12. 810	271, 572. 000	
BEIJING-SHANGHAI HIGH SPEED RAILWAY CO LTD	199, 300	5. 840	1, 163, 912. 000	
GONEO GROUP CO LTD	2, 755	77. 390	213, 209. 450	
ROCKCHIP ELECTRONICS CO LTD	3, 200	74. 800	239, 360. 000	
SUZHOU TFC OPTICAL COMMUNICATION CO LTD	2, 800	102. 320	286, 496. 000	
SUZHOU MAXWELL TECHNOLOGIES CO LTD	1, 536	96. 300	147, 916. 800	
CSPC INNOVATION PHARMACEUTICAL CO LTD	5, 520	32. 500	179, 400. 000	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD	117, 600	5. 640	663, 264. 000	
BOC INTERNATIONAL CHINA CO LTD	21, 000	11. 580	243, 180. 000	
ISOFTSTONE INFORMATION TECHNOLOGY GROUP CO LTD	3, 200	69. 800	223, 360. 000	
TIANSHAN ALUMINUM GROUP CO LTD	43, 500	8. 540	371, 490. 000	
GINLONG TECHNOLOGIES CO LTD	1, 400	74. 020	103, 628. 000	
YIHAI KERRY ARAWANA HOLDINGS CO LTD	6, 100	33. 940	207, 034. 000	
JA SOLAR TECHNOLOGY CO LTD	11, 572	13. 680	158, 304. 960	

ZHONGTAI SECURITIES CO LTD	35,600	6.740	239,944.000	
BEIJING WANTAI BIOLOGICAL PHARMACY ENTERPRISE CO LTD	6,577	73.280	481,962.560	
SHENZHEN NEW INDUSTRIES BIOMEDICAL ENGINEERING CO LTD	2,900	74.580	216,282.000	
FU JIAN ANJOY FOODS CO LTD	2,600	97.410	253,266.000	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	7,900	36.810	290,799.000	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC CO LTD	4,600	53.100	244,260.000	
SHANGHAI UNITED IMAGING HEALTHCARE CO LTD	4,000	119.120	476,480.000	
PIOTECH INC	876	143.300	125,530.800	
RANGE INTELLIGENT COMPUTING TECHNOLOGY GROUP CO LTD	9,100	30.790	280,189.000	
JINKO SOLAR CO LTD	40,200	8.840	355,368.000	
CAMBRICON TECHNOLOGIES CORP LTD	2,200	374.100	823,020.000	
ANKER INNOVATIONS TECHNOLOGY CO LTD	3,400	84.430	287,062.000	
IMEIK TECHNOLOGY DEVELOPMENT CO LTD	1,540	211.990	326,464.600	
SHENZHEN TRANSSION HOLDINGS CO LTD	4,480	102.190	457,811.200	
BEIJING KINGSOFT OFFICE SOFTWARE INC	2,447	255.770	625,869.190	
NATIONAL SILICON INDUSTRY GROUP CO LTD	19,000	21.600	410,400.000	
BEIJING ROBOROCK TECHNOLOGY CO LTD	1,176	262.390	308,570.640	
XINJIANG DAQO NEW ENERGY CO LTD	8,600	26.580	228,588.000	
CHINA ENERGY ENGINEERING CORP LTD	185,600	2.350	436,160.000	
ANHUI JIANGHUI AUTOMOBILE GROUP CORP LTD	16,800	29.280	491,904.000	
PETROCHINA CO LTD	117,300	8.750	1,026,375.000	
INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA LTD	305,700	6.470	1,977,879.000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA LTD	413,100	5.030	2,077,893.000	
BANK OF CHINA LTD	196,000	5.140	1,007,440.000	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL CORP	160,800	6.800	1,093,440.000	
CHINA LIFE INSURANCE CO	13,800	44.010	607,338.000	

LTD				
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	33, 900	42. 670	1, 446, 513. 000	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	93, 700	39. 330	3, 685, 221. 000	
PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	51, 800	58. 670	3, 039, 106. 000	
INDUSTRIAL BANK CO LTD	99, 900	19. 660	1, 964, 034. 000	
SHANGHAI PUDONG DEVELOPMENT BANK CO LTD	166, 700	10. 400	1, 733, 680. 000	
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD	133, 400	3. 970	529, 598. 000	
SAIC MOTOR CORP LTD	42, 500	13. 630	579, 275. 000	
KWEICHOW MOUTAI CO LTD	6, 000	1, 601. 990	9, 611, 940. 000	
BANK OF COMMUNICATIONS CO LTD	194, 300	7. 530	1, 463, 079. 000	
CITIC SECURITIES CO LTD	59, 700	27. 460	1, 639, 362. 000	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	40, 200	38. 320	1, 540, 464. 000	
SHANGHAI INTERNATIONAL PORT GROUP CO LTD	38, 300	6. 340	242, 822. 000	
CHINA YANGTZE POWER CO LTD	117, 200	29. 350	3, 439, 820. 000	
DAQIN RAILWAY CO LTD	82, 600	6. 690	552, 594. 000	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	230, 300	3. 580	824, 474. 000	
CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORP LTD	168, 300	6. 360	1, 070, 388. 000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	55, 500	11. 680	648, 240. 000	
HUAXIA BANK CO LTD	70, 700	7. 460	527, 422. 000	
INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP CO LTD	29, 600	27. 360	809, 856. 000	
BANK OF BEIJING CO LTD	138, 300	5. 930	820, 119. 000	
CHINA UNITED NETWORK COMMUNICATIONS LTD	124, 800	5. 250	655, 200. 000	
BAOSHAN IRON & STEEL CO LTD	117, 500	6. 930	814, 275. 000	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	23, 200	25. 770	597, 864. 000	
CHINA MERCHANTS SECURITIES CO LTD	41, 300	20. 280	837, 564. 000	
HUANENG POWER INTERNATIONAL INC	59, 000	7. 260	428, 340. 000	
GREAT WALL MOTOR CO LTD	11, 700	29. 070	340, 119. 000	
POLY DEVELOPMENTS AND HOLDINGS GROUP CO LTD	55, 700	10. 790	601, 003. 000	
CRRC CORP LTD	108, 900	8. 280	901, 692. 000	
JIANGSU HENGRUI MEDICINE CO LTD	32, 652	51. 390	1, 677, 986. 280	

CHINA NORTHERN RARE EARTH GROUP HIGH-TECH CO LTD	17, 400	19. 970	347, 478. 000	
HUATAI SECURITIES CO LTD	40, 300	16. 970	683, 891. 000	
CHINA RAILWAY GROUP LTD	85, 600	6. 710	574, 376. 000	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	6, 600	50. 090	330, 594. 000	
HAIER SMART HOME CO LTD	25, 700	32. 180	827, 026. 000	
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD	45, 600	18. 660	850, 896. 000	
GD POWER DEVELOPMENT CO LTD	101, 300	5. 240	530, 812. 000	
CHINA CONSTRUCTION BANK CORP	56, 200	8. 550	480, 510. 000	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	12, 400	25. 760	319, 424. 000	
GUANGHUI ENERGY CO LTD	26, 400	7. 560	199, 584. 000	
SANAN OPTOELECTRONICS CO LTD	38, 100	12. 590	479, 679. 000	
WANHUA CHEMICAL GROUP CO LTD	14, 500	81. 930	1, 187, 985. 000	
SHANGHAI ELECTRIC GROUP CO LTD	78, 700	4. 490	353, 363. 000	
DATANG INTERNATIONAL POWER GENERATION CO LTD	81, 400	2. 850	231, 990. 000	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	103, 500	17. 670	1, 828, 845. 000	
FOUNDER SECURITIES CO LTD	55, 100	8. 640	476, 064. 000	
SDIC POWER HOLDINGS CO LTD	38, 200	16. 190	618, 458. 000	
NARI TECHNOLOGY CO LTD	41, 712	26. 880	1, 121, 218. 560	
OFFSHORE OIL ENGINEERING CO LTD	29, 800	5. 680	169, 264. 000	
CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CORP LTD	9, 800	71. 360	699, 328. 000	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD	30, 900	8. 240	254, 616. 000	
INNER MONGOLIA BAOTOU STEEL UNION CO LTD	222, 500	1. 670	371, 575. 000	
TSINGTAO BREWERY CO LTD	4, 400	72. 040	316, 976. 000	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	76, 300	9. 090	693, 567. 000	
AIR CHINA LTD	44, 800	7. 010	314, 048. 000	
TBEA CO LTD	24, 180	13. 550	327, 639. 000	
CHINA NATIONAL CHEMICAL ENGINEERING CO LTD	43, 500	8. 200	356, 700. 000	
METALLURGICAL CORP OF CHINA LTD	56, 200	3. 370	189, 394. 000	

POWER CONSTRUCTION CORP OF CHINA LTD	104, 200	5. 630	586, 646. 000	
CHINA CSSC HOLDINGS LTD	21, 200	40. 680	862, 416. 000	
SHANGHAI INTERNATIONAL AIRPORT CO LTD	11, 600	35. 100	407, 160. 000	
GUANGZHOU BAIYUNSHAN PHARMACEUTICAL HOLDINGS CO LTD	6, 900	28. 740	198, 306. 000	
JIANGXI COPPER CO LTD	14, 900	23. 220	345, 978. 000	
SOUTHWEST SECURITIES CO LTD	34, 300	4. 570	156, 751. 000	
HUAYU AUTOMOTIVE SYSTEMS CO LTD	5, 800	17. 150	99, 470. 000	
SINOLINK SECURITIES CO LTD	25, 200	9. 050	228, 060. 000	
ZHEJIANG LONGSHENG GROUP CO LTD	33, 000	10. 260	338, 580. 000	
SICHUAN CHUANTOU ENERGY CO LTD	23, 700	18. 120	429, 444. 000	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	11, 400	20. 480	233, 472. 000	
AECC AVIATION POWER CO LTD	9, 300	41. 650	387, 345. 000	
BANK OF NANJING CO LTD	57, 300	10. 550	604, 515. 000	
JOINTOWN PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	20, 450	5. 590	114, 315. 500	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD	72, 870	14. 860	1, 082, 848. 200	
CMOC GROUP LIMITED	79, 800	8. 400	670, 320. 000	
ZHONGJIN GOLD CORP LTD	31, 700	14. 450	458, 065. 000	
INDUSTRIAL SECURITIES CO LTD	33, 800	6. 320	213, 616. 000	
BEIJING TONGRENTANG CO LTD	9, 000	37. 580	338, 220. 000	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	20, 120	27. 950	562, 354. 000	
JIANGSU PHOENIX PUBLISHING & MEDIA CORP LTD	12, 400	11. 260	139, 624. 000	
ZHEJIANG CHINT ELECTRICS CO LTD	7, 800	21. 660	168, 948. 000	
JINDUICHENG MOLYBDENUM CO LTD	27, 700	11. 380	315, 226. 000	
HAINAN AIRLINES HOLDING CO LTD	268, 300	1. 160	311, 228. 000	
YANKUANG ENERGY GROUP CO LTD	27, 300	16. 120	440, 076. 000	
YUTONG BUS CO LTD	6, 000	26. 310	157, 860. 000	
SHENERGY CO LTD	42, 900	8. 290	355, 641. 000	
CHINA EASTERN AIRLINES	79, 500	3. 690	293, 355. 000	

CORP LTD				
DONGFANG ELECTRIC CORP LTD	15, 019	14. 900	223, 783. 100	
HUADIAN POWER INTERNATIONAL CORP LTD	58, 000	5. 810	336, 980. 000	
CHINA XD ELECTRIC CO LTD	25, 700	8. 070	207, 399. 000	
SHANXI LU' AN ENVIRONMENTAL ENERGY DEVELOPMENT CO LTD	16, 400	16. 590	272, 076. 000	
HUNDSUN TECHNOLOGIES INC	10, 264	24. 940	255, 984. 160	
YONYOU NETWORK TECHNOLOGY CO LTD	16, 250	11. 300	183, 625. 000	
XIAMEN TUNGSTEN CO LTD	3, 300	19. 800	65, 340. 000	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO LTD	45, 100	5. 780	260, 678. 000	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	10, 200	58. 250	594, 150. 000	
XIAMEN C & D INC	18, 900	9. 990	188, 811. 000	
YOUNGOR FASHION CO LTD	25, 600	7. 770	198, 912. 000	
AVIC HELICOPTER CO LTD	4, 600	40. 980	188, 508. 000	
SOOCHOW SECURITIES CO LTD	16, 800	7. 910	132, 888. 000	
HUMANWELL HEALTHCARE GROUP CO LTD	800	21. 150	16, 920. 000	
ZHEJIANG CHINA COMMODITIES CITY GROUP CO LTD	14, 200	10. 800	153, 360. 000	
SHAN XI HUA YANG GROUP NEW ENERGY CO LTD	22, 350	8. 020	179, 247. 000	
INNER MONGOLIA JUNZHENG ENERGY & CHEMICAL INDUSTRY GROUP CO LTD	39, 400	4. 160	163, 904. 000	
HISENSE VISUAL TECHNOLOGY CO LTD	9, 300	19. 770	183, 861. 000	
WESTERN MINING CO LTD	15, 100	18. 410	277, 991. 000	
ZHANGZHOU PIENTZEHUANG PHARMACEUTICAL CO LTD	2, 500	237. 470	593, 675. 000	
SHANXI XINGHUACUN FEN WINE FACTORY CO LTD	6, 080	202. 150	1, 229, 072. 000	
CHINA MERCHANTS ENERGY SHIPPING CO LTD	56, 800	7. 510	426, 568. 000	
SHANGHAI ZHANJIANG HIGH-TECH PARK DEVELOPMENT CO LTD	16, 400	24. 690	404, 916. 000	
CHINA NATIONAL SOFTWARE & SERVICE CO LTD	1, 250	41. 000	51, 250. 000	
ZHEJIANG JUHUA CO LTD	20, 300	20. 480	415, 744. 000	
SHANDONG NANSHAN ALUMINUM CO LTD	29, 200	4. 430	129, 356. 000	

BEIJING TIANTAN BIOLOGICAL PRODUCTS CORP LTD	3, 240	22. 240	72, 057. 600	
JIANGSU ZHONGTIAN TECHNOLOGY CO LTD	12, 600	15. 050	189, 630. 000	
COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION CO LTD	15, 900	14. 240	226, 416. 000	
DALIAN PORT PDA CO LTD	173, 200	1. 430	247, 676. 000	
SICHUAN ROAD & BRIDGE GROUP CO LTD	47, 460	7. 380	350, 254. 800	
YUNNAN YUNTIANHUA CO LTD	12, 700	22. 690	288, 163. 000	
ZHEJIANG HUAHAI PHARMACEUTICAL CO LTD	5, 830	18. 800	109, 604. 000	
GUANGZHOU BAIYUN INTERNATIONAL AIRPORT CO LTD	19, 500	9. 600	187, 200. 000	
SINOMA INTERNATIONAL ENGINEERING CO	22, 400	10. 880	243, 712. 000	
SHENGYI TECHNOLOGY CO LTD	15, 400	19. 660	302, 764. 000	
SHANXI COAL INTERNATIONAL ENERGY GROUP CO LTD	11, 100	13. 400	148, 740. 000	
TONGWEI CO LTD	17, 000	20. 920	355, 640. 000	
SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	12, 784	29. 870	381, 858. 080	
JCET GROUP CO LTD	10, 900	37. 440	408, 096. 000	
HANGZHOU SILAN MICROELECTRONICS CO LTD	6, 800	25. 090	170, 612. 000	
CHONGQING BREWERY CO LTD	2, 500	62. 750	156, 875. 000	
SHANDONG HUALU HENGSHEM CHEMICAL CO LTD	10, 490	23. 850	250, 186. 500	
CHINA JUSHI CO LTD	20, 246	10. 800	218, 656. 800	
JIANGSU HENGLI HYDRAULIC CO LTD	3, 924	57. 990	227, 552. 760	
HENGTON OPTIC-ELECTRIC CO LTD	19, 600	17. 330	339, 668. 000	
SAILUN GROUP CO LTD	19, 700	14. 860	292, 742. 000	
TONGKUN GROUP CO LTD	15, 700	12. 230	192, 011. 000	
JIANGSU YANGNONG CHEMICAL CO LTD	2, 210	59. 070	130, 544. 700	
ANGEL YEAST CO LTD	4, 900	36. 880	180, 712. 000	
NINGBO SANXING MEDICAL ELECTRIC CO LTD	9, 004	35. 240	317, 300. 960	
CNGR ADVANCED MATERIAL CO LTD	2, 100	38. 040	79, 884. 000	
NINGBO DEYE TECHNOLOGY CO LTD	2, 156	95. 200	205, 251. 200	

EASTROC BEVERAGE GROUP CO LTD	1, 300	228. 200	296, 660. 000	
BLOOMAGE BIOTECHNOLOGY CORP LTD	1, 600	61. 310	98, 096. 000	
CHINA RESOURCES MICROELECTRONICS LTD	7, 100	51. 980	369, 058. 000	
TRINA SOLAR CO LTD	11, 100	21. 940	243, 534. 000	
CHINA THREE GORGES RENEWABLES GROUP CO LTD	151, 800	4. 630	702, 834. 000	
ZANGGE MINING CO LTD	11, 600	27. 500	319, 000. 000	
SHANGHAI RURAL COMMERCIAL BANK CO LTD	52, 200	8. 110	423, 342. 000	
SUPCON TECHNOLOGY CO LTD	7, 760	49. 590	384, 818. 400	
HYGON INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	12, 200	124. 200	1, 515, 240. 000	
LONGI GREEN ENERGY TECHNOLOGY CO LTD	44, 968	16. 750	753, 214. 000	
HUAIBEI MINING HOLDINGS CO LTD	12, 700	17. 530	222, 631. 000	
CHANGZHOU XINGYU AUTOMOTIVE LIGHTING SYSTEMS CO LTD	1, 800	151. 930	273, 474. 000	
ZHEJIANG ZHENENG ELECTRIC POWER CO LTD	73, 300	6. 360	466, 188. 000	
HUBEI JUMPCAN PHARMACEUTICAL CO LTD	700	29. 320	20, 524. 000	
HEILAN HOME CO LTD	44, 100	6. 370	280, 917. 000	
SHAANXI COAL INDUSTRY CO LTD	45, 651	25. 850	1, 180, 078. 350	
FOSHAN HAITIAN FLAVOURING & FOOD CO LTD	25, 519	46. 410	1, 184, 336. 790	
JIANGSU KING'S LUCK BREWERY JSC LTD	4, 400	47. 640	209, 616. 000	
DONGXING SECURITIES CO LTD	13, 200	10. 760	142, 032. 000	
NINGBO TUOPU GROUP CO LTD	10, 150	43. 910	445, 686. 500	
JUNYEAO AIRLINES CO LTD	1, 000	11. 700	11, 700. 000	
GUOTAI JUNAN SECURITIES CO LTD	40, 700	19. 010	773, 707. 000	
CHINA NATIONAL NUCLEAR POWER CO LTD	105, 000	10. 730	1, 126, 650. 000	
ANHUI KOUZI DISTILLERY CO LTD	3, 400	43. 120	146, 608. 000	
SERES GROUP CO LTD	9, 000	93. 000	837, 000. 000	
ANHUI YINGJIA DISTILLERY CO LTD	5, 300	65. 190	345, 507. 000	
BANK OF JIANGSU CO LTD	83, 200	8. 830	734, 656. 000	
BANK OF HANGZHOU CO LTD	33, 900	14. 580	494, 262. 000	

SHANDONG LINGLONG TYRE CO LTD	11, 400	19. 320	220, 248. 000	
AUTOBIO DIAGNOSTICS CO LTD	1, 400	44. 400	62, 160. 000	
YTO EXPRESS GROUP CO LTD	21, 200	17. 120	362, 944. 000	
CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	30, 400	14. 780	449, 312. 000	
SDIC CAPITAL CO LTD	42, 300	7. 780	329, 094. 000	
ENN NATURAL GAS CO LTD	18, 400	19. 840	365, 056. 000	
HANGZHOU FIRST APPLIED MATERIAL CO LTD	5, 616	15. 840	88, 957. 440	
YIFENG PHARMACY CHAIN CO LTD	4, 804	23. 310	111, 981. 240	
ZHEJIANG DINGLI MACHINERY CO LTD	2, 940	53. 700	157, 878. 000	
ZHEJIANG WEIMING ENVIRONMENT PROTECTION CO LTD	11, 310	22. 190	250, 968. 900	
ORIENT SECURITIES CO LTD/CHINA	15, 900	10. 690	169, 971. 000	
SPRING AIRLINES CO LTD	6, 600	53. 800	355, 080. 000	
EVERBRIGHT SECURITIES CO LTD	16, 000	17. 850	285, 600. 000	
SHANGHAI M&G STATIONERY INC	4, 500	31. 800	143, 100. 000	
オフショア・人民元 小計	12, 594, 601		191, 140, 312. 910 (4, 031, 722, 620)	
カタール・リアル	QATAR NATIONAL BANK	366, 689	17. 250	6, 325, 385. 250
	COMMERCIAL BANK OF QATAR QSC	268, 621	4. 290	1, 152, 384. 090
	OOREDOO QSC	60, 920	11. 290	687, 786. 800
	QATAR FUEL QSC	46, 222	15. 100	697, 952. 200
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	37, 416	15. 790	590, 798. 640
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC BANK QSC	83, 628	10. 700	894, 819. 600
	INDUSTRIES QATAR QSC	123, 793	12. 990	1, 608, 071. 070
	QATAR ISLAMIC BANK SAQ	145, 929	20. 800	3, 035, 323. 200
	QATAR GAS TRANSPORT CO LTD	239, 235	4. 319	1, 033, 255. 960
	MASRAF AL RAYAN	479, 150	2. 372	1, 136, 543. 800
	BARWA REAL ESTATE CO	190, 141	2. 784	529, 352. 540
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING CO	429, 105	1. 639	703, 303. 090
	DUKHAN BANK	131, 518	3. 739	491, 745. 800
カタール・リアル 小計	2, 602, 367		18, 886, 722. 040 (776, 810, 878)	
クウェート・ディナール	KUWAIT FINANCE HOUSE KSCP	836, 149	0. 708	591, 993. 490

	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO KSC	152, 316	0. 460	70, 065. 360	
	GULF BANK KSCP	154, 340	0. 290	44, 758. 600	
	NATIONAL BANK OF KUWAIT SAKP	647, 282	0. 862	557, 957. 080	
	MABANEE CO KPSC	49, 098	0. 824	40, 456. 750	
	BOUBYAN BANK KSCP	113, 874	0. 537	61, 150. 330	
	クウェート・ディナール 小計	1, 953, 059		1, 366, 381. 610 (665, 496, 163)	
コロンビア・ペソ	INTERCONEXION ELECTRICA SA ESP	31, 105	17, 500. 000	544, 337, 500. 000	
	BANCOLOMBIA SA	20, 049	36, 980. 000	741, 412, 020. 000	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	39, 539	34, 200. 000	1, 352, 233, 800. 000	
	コロンビア・ペソ 小計	90, 693		2, 637, 983, 320. 000 (93, 848, 895)	
サウジアラビア・リアル	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL CO	21, 587	41. 000	885, 067. 000	
	JARIR MARKETING CO	45, 430	13. 000	590, 590. 000	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	5, 690	140. 400	798, 876. 000	
	ETIHAD ETISALAT CO	31, 195	51. 100	1, 594, 064. 500	
	SAUDI BRITISH BANK	80, 349	34. 650	2, 784, 092. 850	
	AL RAJHI BANK	158, 927	85. 000	13, 508, 795. 000	
	ARAB NATIONAL BANK	74, 025	18. 600	1, 376, 865. 000	
	BANK ALBILAD	48, 216	37. 150	1, 791, 224. 400	
	BANK AL-JAZIRA	37, 396	16. 460	615, 538. 160	
	BANQUE SAUDI FRANSI	47, 579	30. 500	1, 451, 159. 500	
	RIYAD BANK	120, 931	24. 420	2, 953, 135. 020	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	56, 260	13. 140	739, 256. 400	
	SAUDI TELECOM CO	162, 904	42. 750	6, 964, 146. 000	
	SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	18, 317	117. 000	2, 143, 089. 000	
	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	73, 284	72. 900	5, 342, 403. 600	
	SAUDI ELECTRICITY CO	70, 794	16. 180	1, 145, 446. 920	
	SAUDI INDUSTRIAL INVESTMENT GROUP	27, 847	18. 160	505, 701. 520	
	SAVOLA GROUP	44, 492	26. 900	1, 196, 834. 800	
	ALMARAI CO JSC	19, 978	58. 200	1, 162, 719. 600	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	3, 121	296. 000	923, 816. 000	
	SAHARA INTERNATIONAL PETROCHEMICAL CO	30, 296	27. 850	843, 743. 600	
	ADVANCED PETROCHEMICAL CO	10, 164	36. 300	368, 953. 200	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	60, 476	8. 080	488, 646. 080	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEVELOPMENT CO	38, 509	14. 940	575, 324. 460	

MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO SAUDI ARABIA	36,059	10.620	382,946.580	
BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE INSURANCE CO	6,510	198.000	1,288,980.000	
ALINMA BANK	100,733	28.800	2,901,110.400	
SAUDI ARABIAN MINING CO	105,148	49.900	5,246,885.200	
AL RAJHI CO FOR CO- OPERATIVE INSURANCE	3,239	180.000	583,020.000	
MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	7,975	99.000	789,525.000	
DALLAH HEALTHCARE CO	2,553	158.400	404,395.200	
SAUDI ARABIAN OIL CO	351,627	27.200	9,564,254.400	
DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL SERVICES GROUP CO	6,966	290.200	2,021,533.200	
ACWA POWER CO	11,887	441.000	5,242,167.000	
SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	3,981	122.600	488,070.600	
ARABIAN INTERNET & COMMUNICATIONS SERVICES CO	1,686	268.200	452,185.200	
NAHDI MEDICAL CO	3,277	129.200	423,388.400	
SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING CO	3,900	243.000	947,700.000	
ELM CO	1,959	1,071.000	2,098,089.000	
POWER & WATER UTILITY CO FOR JUBAIL & YANBU	6,635	54.200	359,617.000	
ADES HOLDING CO	26,333	20.000	526,660.000	
SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2,057	282.800	581,719.600	
THE SAUDI NATIONAL BANK	238,281	34.500	8,220,694.500	
サウジアラビア・リアル 小計	2,208,573		93,272,429.890 (3,723,435,401)	
タイ・バーツ	KRUNG THAI BANK PCL NVDR	303,000	21.600	6,544,800.000
	KASIKORN BANK PCL NVDR	45,400	154.000	6,991,600.000
	TMBTHANACHART BANK PCL- NVDR	1,667,200	1.890	3,151,008.000
	SHIN CORP PCL	70,700	103.500	7,317,450.000
	CHAROEN POKPHAND FOODS PCL	300,000	25.000	7,500,000.000
	ADVANCED INFO SERVICE PCL	94,100	278.000	26,159,800.000
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	516,920	10.500	5,427,660.000
	DELTA ELECTRONICS THAI PCL NVDR	250,000	117.000	29,250,000.000
	PTT PCL	783,400	34.250	26,831,450.000
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	80,500	48.250	3,884,125.000

SIAM CEMENT PCL NVDR	65,050	225.000	14,636,250.000	
AIRPORTS OF THAILAND PCL-NVDR	347,800	63.750	22,172,250.000	
CENTRAL PATTANA PCL NVDR	156,500	67.750	10,602,875.000	
BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICES NVDR	911,100	28.750	26,194,125.000	
BUMRUNGAD HOSPITAL PCL-NVDR	46,800	271.000	12,682,800.000	
MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	274,010	28.750	7,877,787.500	
THAI OIL PCL NVDR	89,000	49.750	4,427,750.000	
CP ALL PCL NVDR	480,400	65.250	31,346,100.000	
PTT EXPLORATION & PRODUCTION PCL NVDR	110,445	135.000	14,910,075.000	
PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	183,408	26.750	4,906,164.000	
BANGKOK EXPRESSWAY & METRO PCL NVDR	629,900	8.200	5,165,180.000	
GULF ENERGY DEVELOPMENT PCL NVDR	253,500	64.750	16,414,125.000	
CENTRAL RETAIL CORP PCL NVDR	158,333	33.750	5,343,738.750	
SCG PACKAGING PCL NVDR	97,800	27.250	2,665,050.000	
PTT OIL & RETAIL BUSINESS PCL NVDR	208,600	16.600	3,462,760.000	
SCB X PCL NVDR	67,700	110.000	7,447,000.000	
TRUE CORP PCL NVDR	896,328	11.200	10,038,873.600	
CP AXTRA PCL NVDR	157,001	32.000	5,024,032.000	
タイ・バーツ 小計	9,244,895		328,374,828.850 (1,474,402,982)	
チェコ・コルナ	KOMERCNI BANKA AS	5,881	793.500	4,666,573.500
	CEZ	13,485	858.000	11,570,130.000
	MONETA MONEY BANK AS	23,959	111.800	2,678,616.200
チェコ・コルナ 小計	43,325		18,915,319.700 (122,230,796)	
チリ・ペソ	BANCO SANTANDER CHILE	5,279,808	47.000	248,150,976.000
	BANCO DE CREDITO E INVERSIONES	7,027	28,598.000	200,958,146.000
	BANCO DE CHILE	3,896,607	114.450	445,966,671.150
	EMPRESAS CMPC SA	84,902	1,589.000	134,909,278.000
	EMPRESAS COPEC SA	29,969	6,301.000	188,834,669.000
	ENEL AMERICAS SA	1,683,461	89.200	150,164,721.200
	LATAM AIRLINES GROUP SA	13,823,587	12.000	165,883,044.000
	SOCIEDAD QUIMICA Y MINERA DE CHILE SA	11,501	37,700.000	433,587,700.000
	FALABELLA SA	63,470	3,482.000	221,002,540.000
	CENCOSUD SA	116,272	1,890.000	219,754,080.000
	ENEL CHILE SA	1,930,415	52.100	100,574,621.500

チリ・ペソ 小計		26,927,019		2,509,786,446.850 (404,434,517)	
トルコ・リラ	AKBANK TAS	260,091	53.900	14,018,904.900	
	ANADOLU EFES BIRACILIK VE MALT SANAYII AS	16,795	184.000	3,090,280.000	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	108,854	55.350	6,025,068.900	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIKALARI TAS	107,671	48.280	5,198,355.880	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	5,691	907.000	5,161,737.000	
	KOC HOLDING AS	59,863	172.400	10,320,381.200	
	SASA POLYESTER SANAYI	841,840	3.800	3,198,992.000	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	109,000	37.660	4,104,940.000	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKASI AS	9,553	185.000	1,767,305.000	
	TURK HAVA YOLLARI	44,686	257.750	11,517,816.500	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	105,442	84.250	8,883,488.500	
	TURKIYE IS BANKASI	657,193	12.360	8,122,905.480	
	TUPRAS TURKIYE PETROL RAFINE	79,870	145.500	11,621,085.000	
	YAPI VE KREDI BANKASI AS	281,190	25.440	7,153,473.600	
トルコ・リラ 小計	HACI OMER SABANCI HOLDING AS	82,771	87.350	7,230,046.850	
	COCA-COLA ICECEK AS	69,740	48.600	3,389,364.000	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	36,989	468.250	17,320,099.250	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	16,769	223.200	3,742,840.800	
	トルコ・リラ 小計	2,894,008		131,867,084.860 (576,377,841)	
ハンガリー・フォリント	RICHTER GEDEON NYRT	11,886	11,120.000	132,172,320.000	
	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NYRT	32,609	2,642.000	86,152,978.000	
	OTP BANK NYRT	18,316	18,950.000	347,088,200.000	
ハンガリー・フォリント 小計		62,811		565,413,498.000 (230,173,050)	
フィリピン・ペソ	AYALA LAND INC	496,800	36.000	17,884,800.000	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAND	144,448	140.000	20,222,720.000	
	AYALA CORP	21,463	720.000	15,453,360.000	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERM SERVICES INC	79,760	402.000	32,063,520.000	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	204,960	26.300	5,390,448.000	
	JOLLIBEE FOODS CORP	34,240	275.000	9,416,000.000	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	153,485	78.400	12,033,224.000	

BDO UNIBANK INC	189, 682	158. 600	30, 083, 565. 200	
PLDT INC	5, 690	1, 502. 000	8, 546, 380. 000	
SM PRIME HOLDINGS INC	843, 375	31. 400	26, 481, 975. 000	
UNIVERSAL ROBINA CORP	75, 450	103. 000	7, 771, 350. 000	
SM INVESTMENTS CORP	19, 383	959. 000	18, 588, 297. 000	
MANILA ELECTRIC COMPANY	24, 420	471. 000	11, 501, 820. 000	
フィリピン・ペソ 小計	2, 293, 156		215, 437, 459. 200 (561, 020, 688)	
ブラジル・レアル	BRF SA	49, 200	22. 960	1, 129, 632. 000
	VALE SA	275, 289	61. 930	17, 048, 647. 770
	COMPANHIA PARANAENSE DE ENERGIA	83, 500	10. 120	845, 020. 000
	RAIA DROGASIL SA	102, 064	24. 690	2, 519, 960. 160
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	20, 450	42. 870	876, 691. 500
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	96, 400	38. 920	3, 751, 888. 000
	BANCO DO BRASIL SA	136, 600	26. 520	3, 622, 632. 000
	ITAUSA SA	440, 107	10. 560	4, 647, 529. 920
	GERDAU SA	111, 337	18. 460	2, 055, 281. 020
	PETROLEO BRASILEIRO SA	302, 010	41. 370	12, 494, 153. 700
	VIBRA ENERGIA SA	84, 500	22. 900	1, 935, 050. 000
	PETROLEO BRASILEIRO SA	363, 112	37. 710	13, 692, 953. 520
	CCR SA	79, 920	12. 320	984, 614. 400
	WEG SA	133, 344	55. 040	7, 339, 253. 760
	BANCO BRADESCO SA PREF	427, 902	15. 020	6, 427, 088. 040
	BANCO BRADESCO SA	126, 592	13. 170	1, 667, 216. 640
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	48, 206	11. 840	570, 759. 040
	SUZANO SA	62, 775	54. 690	3, 433, 164. 750
	CPFL ENERGIA SA	16, 900	32. 670	552, 123. 000
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	391, 547	34. 850	13, 645, 412. 950
	ENGIE BRASIL SA	15, 287	40. 750	622, 945. 250
	LOCALIZA RENT A CAR	77, 089	42. 460	3, 273, 198. 940
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	62, 004	20. 970	1, 300, 223. 880
	COSAN SA	108, 400	12. 240	1, 326, 816. 000
	TOTVS SA	43, 300	28. 270	1, 224, 091. 000
	EQUATORIAL ENERGIA SA	94, 000	32. 690	3, 072, 860. 000
	EMBRAER SA	56, 900	46. 230	2, 630, 487. 000
	JBS SA	63, 800	32. 740	2, 088, 812. 000
	CIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS	142, 040	11. 110	1, 578, 064. 400
	CIA DE SANEAMENTO BASICO DO ESTADO DE SAO PAULO	35, 798	90. 010	3, 222, 177. 980
	HYPERA SA	29, 800	27. 130	808, 474. 000
	B3 SA-BRASIL BOLSA	450, 048	10. 880	4, 896, 522. 240

BAICAO					
PRIOR SA	66, 200	43. 430	2, 875, 066. 000		
TELEFONICA BRASIL SA	35, 328	53. 190	1, 879, 096. 320		
BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	57, 900	33. 970	1, 966, 863. 000		
HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS SA	404, 761	3. 850	1, 558, 329. 850		
ATACADA DISTRIBUICAO COMERCIO E INDUSTRIA LTDA	54, 800	7. 420	406, 616. 000		
AMBEV SA	373, 395	12. 920	4, 824, 263. 400		
NATURA &CO HOLDING SA	68, 800	15. 420	1, 060, 896. 000		
CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACOES S/A	52, 100	14. 400	750, 240. 000		
SENDAS DISTRIBUIDORA SA	108, 900	7. 140	777, 546. 000		
TIM SA	61, 300	16. 900	1, 035, 970. 000		
REDE D'OR SAO LUIZ SA	64, 100	29. 970	1, 921, 077. 000		
RUMO SA	104, 500	19. 100	1, 995, 950. 000		
ブラジル・レアル 小計	5, 982, 305		146, 335, 658. 430 (3, 913, 659, 383)		
ポーランド・ ズロチ	MBANK	1, 196	612. 200	732, 191. 200	
	BUDIMEX SA	1, 092	603. 000	658, 476. 000	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	11, 446	156. 200	1, 787, 865. 200	
	BANK PEKAO SA	15, 205	151. 400	2, 302, 037. 000	
	ORLEN SA	47, 436	55. 200	2, 618, 467. 200	
	LPP SA	91	15, 900. 000	1, 446, 900. 000	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	2, 835	469. 500	1, 331, 032. 500	
	CD PROJEKT RED SA	5, 128	160. 750	824, 326. 000	
	POWSZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK POLSKI SA	69, 657	58. 220	4, 055, 430. 540	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	80, 249	6. 880	552, 113. 120	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	47, 901	41. 360	1, 981, 185. 360	
	ALIOR BANK SA	6, 916	95. 760	662, 276. 160	
	DINO POLSKA SA	3, 914	350. 400	1, 371, 465. 600	
	ALLEGRO. EU SA	47, 943	35. 005	1, 678, 244. 710	
ポーランド・ズロチ 小計	341, 009		22, 002, 010. 590 (836, 503, 241)		
マレーシア・ リンギット	AMMB HOLDINGS BHD	201, 900	5. 190	1, 047, 861. 000	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	566, 200	8. 250	4, 671, 150. 000	
	CELCOMDIGI BHD	272, 700	3. 610	984, 447. 000	
	MALAYSIA AIRPORTS HOLDINGS BHD	82, 820	10. 420	862, 984. 400	
	RHB BANK BHD	103, 780	6. 270	650, 700. 600	
	GAMUDA BHD	156, 100	8. 160	1, 273, 776. 000	

GENTING BHD	164, 900	4. 010	661, 249. 000	
YTL CORP BHD	263, 000	2. 460	646, 980. 000	
HONG LEONG BANK BHD	49, 008	21. 100	1, 034, 068. 800	
IOI CORP BHD	206, 713	3. 770	779, 308. 010	
KUALA LUMPUR KEPONG BHD	43, 900	21. 400	939, 460. 000	
MALAYAN BANKING BHD	426, 075	10. 540	4, 490, 830. 500	
MISC BHD	102, 180	7. 770	793, 938. 600	
NESTLE MALAYSIA BHD	6, 000	102. 500	615, 000. 000	
PPB GROUP BHD	50, 260	14. 420	724, 749. 200	
PETRONAS DAGANGAN BHD	22, 900	18. 320	419, 528. 000	
PETRONAS GAS BHD	61, 000	17. 700	1, 079, 700. 000	
GENTING MALAYSIA BHD	240, 100	2. 270	545, 027. 000	
TELEKOM MALAYSIA BHD	95, 300	6. 520	621, 356. 000	
TENAGA NASIONAL BHD	213, 750	14. 480	3, 095, 100. 000	
QL RESOURCES BHD	130, 575	4. 660	608, 479. 500	
PUBLIC BANK BHD(LOCAL)	1, 185, 250	4. 390	5, 203, 247. 500	
YTL POWER INTERNATIONAL BHD	193, 300	3. 720	719, 076. 000	
SIME DARBY BERHAD	234, 400	2. 460	576, 624. 000	
AXIATA GROUP BERHAD	264, 700	2. 400	635, 280. 000	
MAXIS BHD	175, 800	3. 660	643, 428. 000	
INARI AMERTRON BHD	221, 900	2. 800	621, 320. 000	
PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	217, 400	5. 620	1, 221, 788. 000	
SUNWAY BHD	188, 500	4. 350	819, 975. 000	
IHH HEALTHCARE BHD	190, 200	7. 250	1, 378, 950. 000	
PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS BHD	284, 100	4. 850	1, 377, 885. 000	
SD GUTHRIE BHD	161, 500	4. 600	742, 900. 000	
MR DIY GROUP M BHD	245, 100	2. 160	529, 416. 000	
マレーシア・リングット 小計	7, 021, 311		41, 015, 583. 110 (1, 428, 006, 745)	
メキシコ・ペソ	ALFA SAB DE CV	262, 900	14. 960	3, 932, 984. 000
	GRUPO BIMBO SAB DE CV	105, 200	64. 260	6, 760, 152. 000
	GRUMA SAB DE CV	16, 115	351. 180	5, 659, 265. 700
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INFRAESTRUCTURA	15, 860	178. 080	2, 824, 348. 800
	GRUPO CARSO SAB DE CV	47, 400	123. 670	5, 861, 958. 000
	GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV	206, 800	145. 590	30, 108, 012. 000
	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	87, 025	20. 570	1, 790, 104. 250
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	15, 495	269. 500	4, 175, 902. 500
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO SAB DE CV	121, 600	31. 060	3, 776, 896. 000
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL SURESTE SAB DE CV	13, 950	544. 350	7, 593, 682. 500
	GRUPO MEXICO SAB DE CV	250, 652	110. 430	27, 679, 500. 360

GRUPO FINANCIERO INBURSA SA	153, 200	46. 650	7, 146, 780. 000	
ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	39, 700	176. 850	7, 020, 945. 000	
WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV	419, 200	58. 780	24, 640, 576. 000	
GRUPO AEROPORTUARIO DEL PACIFICO SAB DE CV	32, 725	339. 920	11, 123, 882. 000	
GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENTRO	22, 800	166. 180	3, 788, 904. 000	
GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA DE CV	22, 500	140. 290	3, 156, 525. 000	
OPERADORA DE SITES MEXICANOS SA DE CV	104, 000	17. 600	1, 830, 400. 000	
AMERICA MOVIL SAB DE CV	1, 481, 678	15. 930	23, 603, 130. 540	
BANCO DEL BAJIO SA	67, 400	44. 570	3, 004, 018. 000	
メキシコ・ペソ 小計	3, 486, 200		185, 477, 966. 650 (1, 429, 014, 994)	
ユーロ	PIRAEUS BANK S. A	81, 745	3. 674	300, 331. 130
	ALPHA BANK A. E.	185, 591	1. 470	272, 818. 770
	NATIONAL BANK OF GREECE	60, 562	7. 266	440, 043. 490
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	16, 676	15. 900	265, 148. 400
	FF GROUP	3, 130	0. 000	0. 000
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES	220, 148	1. 953	429, 949. 040
	METLEN ENERGY & METALS SA	8, 906	33. 000	293, 898. 000
	OPAP SA	13, 744	15. 730	216, 193. 120
	JUMBO SA	9, 605	25. 700	246, 848. 500
	PUBLIC POWER CORP	16, 875	11. 400	192, 375. 000
ユーロ 小計	616, 982		2, 657, 605. 450 (433, 854, 090)	
韓国・ウォン	SKC CO LTD	1, 720	160, 200. 000	275, 544, 000. 000
	HYUNDAI MOTOR CO LTD- 2ND PFD	2, 928	176, 600. 000	517, 084, 800. 000
	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANC	2, 524	351, 000. 000	885, 924, 000. 000
	DB INSURANCE CO LTD	3, 655	116, 900. 000	427, 269, 500. 000
	COWAY CO LTD	4, 084	65, 300. 000	266, 685, 200. 000
	KT&G CORP	8, 543	107, 300. 000	916, 663, 900. 000
	KAKAO CORP	25, 719	36, 500. 000	938, 743, 500. 000
	KUM YANG CO LTD	2, 599	50, 500. 000	131, 249, 500. 000
	HANWHA OCEAN CO LTD	7, 741	30, 700. 000	237, 648, 700. 000
	SK TELECOM CO LTD	3, 745	56, 300. 000	210, 843, 500. 000
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	22, 468	9, 000. 000	202, 212, 000. 000
	NCSOFT CORPORATION	1, 142	197, 200. 000	225, 202, 400. 000
	LG UPLUS CORP	17, 131	9, 740. 000	166, 855, 940. 000
	DOOSAN ENERBILITY	35, 773	18, 470. 000	660, 727, 310. 000

POSCO INTERNATIONAL CORP	4, 225	56, 000. 000	236, 600, 000. 000	
LG H&H CO LTD	762	356, 500. 000	271, 653, 000. 000	
LG CHEM LTD	4, 078	350, 500. 000	1, 429, 339, 000. 000	
LG CHEM LTD	599	240, 000. 000	143, 760, 000. 000	
LS INDUSTRIAL SYSTEMS CO LTD	1, 210	169, 000. 000	204, 490, 000. 000	
SHINHAN FINANCIAL GROUP CO LTD	34, 460	58, 100. 000	2, 002, 126, 000. 000	
HYUNDAI MERCHANT MARINE	20, 327	17, 240. 000	350, 437, 480. 000	
S-OIL CORP	3, 289	61, 600. 000	202, 602, 400. 000	
HANWHA SOLUTIONS CORPORATION	9, 175	23, 100. 000	211, 942, 500. 000	
POSCO FUTURE M CO LTD	2, 467	241, 000. 000	594, 547, 000. 000	
LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1, 312	96, 500. 000	126, 608, 000. 000	
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEERING CO LTD	3, 314	187, 800. 000	622, 369, 200. 000	
HYUNDAI MOBIS	4, 809	223, 500. 000	1, 074, 811, 500. 000	
SK HYNIX INC	44, 109	187, 500. 000	8, 270, 437, 500. 000	
HYUNDAI ENGINEERING & CONSTRUCTION CO LTD	5, 695	30, 100. 000	171, 419, 500. 000	
HYUNDAI MOTOR CO	1, 864	173, 700. 000	323, 776, 800. 000	
HYUNDAI MOTOR CO	10, 993	248, 500. 000	2, 731, 760, 500. 000	
HYUNDAI STEEL CO	7, 856	27, 700. 000	217, 611, 200. 000	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	21, 785	14, 330. 000	312, 179, 050. 000	
KIA CORPORATION	19, 374	100, 600. 000	1, 949, 024, 400. 000	
KOREA ZINC CO LTD	676	793, 000. 000	536, 068, 000. 000	
KOREA ELECTRIC POWER CORP	21, 038	20, 550. 000	432, 330, 900. 000	
KOREAN AIR CO LTD	14, 033	21, 850. 000	306, 621, 050. 000	
KUMHO PETRO CHEMICAL CO LTD	1, 209	146, 000. 000	176, 514, 000. 000	
KT CORP	3, 119	40, 900. 000	127, 567, 100. 000	
HLB INC	9, 430	68, 000. 000	641, 240, 000. 000	
LG ELECTRONICS INC	8, 378	98, 700. 000	826, 908, 600. 000	
LG CORP	7, 791	79, 000. 000	615, 489, 000. 000	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	9, 234	13, 660. 000	126, 136, 440. 000	
NAVER CORP	10, 590	171, 400. 000	1, 815, 126, 000. 000	
L&F CO LTD	2, 034	107, 000. 000	217, 638, 000. 000	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO LTD	3, 443	77, 200. 000	265, 799, 600. 000	
POSCO HOLDINGS INC	5, 851	364, 500. 000	2, 132, 689, 500. 000	
SAMSUNG E&A CO LTD	12, 226	21, 750. 000	265, 915, 500. 000	
COSMOAM&T CO LTD	1, 730	116, 200. 000	201, 026, 000. 000	
SAMSUNG SDI CO LTD	4, 502	359, 000. 000	1, 616, 218, 000. 000	
SAMSUNG ELECTRO-	4, 673	130, 900. 000	611, 695, 700. 000	

MECHANICS CO LTD				
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	385, 943	60, 800. 000	23, 465, 334, 400. 000	
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES CO LTD	54, 110	9, 880. 000	534, 606, 800. 000	
HANWHA AEROSPACE CO LTD	2, 551	356, 500. 000	909, 431, 500. 000	
SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	66, 036	49, 350. 000	3, 258, 876, 600. 000	
YUHAN CORP	4, 700	157, 800. 000	741, 660, 000. 000	
GS HOLDINGS CORP	3, 803	42, 400. 000	161, 247, 200. 000	
LG DISPLAY CO LTD	23, 592	10, 680. 000	251, 962, 560. 000	
CELLTRION INC	12, 428	195, 800. 000	2, 433, 402, 400. 000	
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	3, 614	113, 500. 000	410, 189, 000. 000	
HANA FINANCIAL GROUP	23, 600	63, 800. 000	1, 505, 680, 000. 000	
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	3, 240	114, 500. 000	370, 980, 000. 000	
CELLTRION PHARM INC	1, 314	66, 900. 000	87, 906, 600. 000	
POSCO DX CO LTD	4, 364	28, 950. 000	126, 337, 800. 000	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LTD	6, 563	99, 400. 000	652, 362, 200. 000	
AMOREPACIFIC CORP	2, 280	124, 000. 000	282, 720, 000. 000	
SK INNOVATION CO LTD	4, 855	119, 200. 000	578, 716, 000. 000	
ECOPRO CO LTD	7, 950	84, 500. 000	671, 775, 000. 000	
CJ CHEILJEDANG CORP	713	288, 000. 000	205, 344, 000. 000	
LG INNOTEK CO LTD	1, 135	203, 500. 000	230, 972, 500. 000	
SK INC	2, 945	153, 100. 000	450, 879, 500. 000	
KB FINANCIAL GROUP INC	31, 100	97, 200. 000	3, 022, 920, 000. 000	
KOREA AEROSPACE INDUSTRIES LTD	5, 645	52, 400. 000	295, 798, 000. 000	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	7, 719	103, 700. 000	800, 460, 300. 000	
HANMI PHARM CO LTD	585	324, 500. 000	189, 832, 500. 000	
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO LTD	5, 531	38, 600. 000	213, 496, 600. 000	
HANJIN KAL CORP	2, 068	89, 400. 000	184, 879, 200. 000	
HYUNDAI ELECTRIC & ENERGY SYSTEM CO LTD	1, 895	317, 500. 000	601, 662, 500. 000	
HD HYUNDAI CO LTD	3, 598	79, 500. 000	286, 041, 000. 000	
ORION CORP REPUBLIC OF KOREA	2, 013	99, 800. 000	200, 897, 400. 000	
NETMARBLE CORP	2, 112	58, 300. 000	123, 129, 600. 000	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	51, 067	16, 540. 000	844, 648, 180. 000	
ECOPRO BM CO LTD	3, 906	175, 900. 000	687, 065, 400. 000	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	2, 438	119, 200. 000	290, 609, 600. 000	
ENCHEM CO LTD	1, 059	196, 500. 000	208, 093, 500. 000	
KRAFTON INC	2, 300	330, 500. 000	760, 150, 000. 000	
ECOPRO MATERIALS CO LTD	1, 376	117, 800. 000	162, 092, 800. 000	
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO	1, 930	185, 700. 000	358, 401, 000. 000	

	SK SQUARE CO LTD	7, 635	86, 300. 000	658, 900, 500. 000	
	SK BIOSCIENCE CO LTD	2, 340	54, 500. 000	127, 530, 000. 000	
	HYBE CO LTD	1, 832	184, 300. 000	337, 637, 600. 000	
	LG ENERGY SOLUTION	3, 851	406, 000. 000	1, 563, 506, 000. 000	
	KAKAOBANK CORP	13, 292	22, 400. 000	297, 740, 800. 000	
	SAMSUNG SDS CO LTD	3, 513	149, 400. 000	524, 842, 200. 000	
	ALTEOGEN INC	3, 259	378, 500. 000	1, 233, 531, 500. 000	
	SAMSUNG C&T CORP	7, 111	134, 000. 000	952, 874, 000. 000	
	SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1, 415	1, 036, 000. 000	1, 465, 940, 000. 000	
	DOOSAN BOBCAT INC	4, 542	40, 500. 000	183, 951, 000. 000	
韓国・ウォン	小計	1, 252, 300		92, 332, 147, 910. 000 (10, 184, 235, 914)	
香港・ドル	JIANGXI COPPER CO LTD	88, 000	15. 440	1, 358, 720. 000	
	JIANGSU EXPRESS	102, 000	8. 100	826, 200. 000	
	ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	8, 700	116. 920	1, 017, 204. 000	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	100, 000	22. 150	2, 215, 000. 000	
	BEIJING ENTERPRISES	42, 500	26. 650	1, 132, 625. 000	
	HUANENG POWER INTERNATIONAL IN	320, 000	4. 580	1, 465, 600. 000	
	ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY	476, 000	4. 190	1, 994, 440. 000	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO LTD	258, 700	10. 920	2, 825, 004. 000	
	HENGAN INTERNATIONAL GROUP	51, 000	25. 050	1, 277, 550. 000	
	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LTD	691, 600	6. 670	4, 612, 972. 000	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTME	320, 120	15. 680	5, 019, 481. 600	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	261, 388	27. 200	7, 109, 753. 600	
	CITIC LTD	463, 000	9. 280	4, 296, 640. 000	
	LENOVO GROUP LTD	656, 000	11. 080	7, 268, 480. 000	
	PETRO CHINA CO LTD	1, 696, 000	6. 410	10, 871, 360. 000	
	CHINA TAIPING INSURANCE HOLDINGS CO LTD	116, 390	14. 040	1, 634, 115. 600	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL COR	1, 967, 200	4. 880	9, 599, 936. 000	
	TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	74, 000	11. 840	876, 160. 000	
	KINGDEE INTERNATIONAL SOFTWARE GROUP CO LTD	221, 000	8. 950	1, 977, 950. 000	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	64, 100	55. 050	3, 528, 705. 000	
	KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	324, 000	7. 830	2, 536, 920. 000	
	HISENSE KELON ELECTRICAL HOLDINGS CO LTD	28, 000	26. 950	754, 600. 000	

CHINA MERCHANTS PORT HOLDINGS CO LTD	108, 000	13. 420	1, 449, 360. 000	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	310, 000	6. 360	1, 971, 600. 000	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	199, 000	6. 960	1, 385, 040. 000	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	482, 000	12. 760	6, 150, 320. 000	
CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	77, 000	31. 500	2, 425, 500. 000	
BYD CO LTD	84, 500	288. 000	24, 336, 000. 000	
CHINA OILFIELD SERVICES LTD	160, 000	7. 560	1, 209, 600. 000	
MMG LTD	324, 000	2. 710	878, 040. 000	
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL	10, 000	108. 100	1, 081, 000. 000	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	561, 788	11. 900	6, 685, 277. 200	
AVICHINA INDUSTRY & TECHNOLOGY	219, 000	4. 000	876, 000. 000	
CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS	153, 200	21. 100	3, 232, 520. 000	
GREAT WALL MOTOR COMPANY LTD	190, 000	15. 240	2, 895, 600. 000	
CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	608, 000	16. 400	9, 971, 200. 000	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD	455, 000	17. 280	7, 862, 400. 000	
SHANDONG WEIGAO GROUP MEDICAL-H	194, 400	5. 280	1, 026, 432. 000	
WEICHAI POWER CO LTD	152, 440	12. 780	1, 948, 183. 200	
CHINA SHIPPING DEVELOPMENT CO	114, 000	8. 780	1, 000, 920. 000	
TINGYI HOLDING CORP	180, 000	12. 120	2, 181, 600. 000	
TSINGTAO BREWERY CO LTD	50, 000	59. 050	2, 952, 500. 000	
GUANGDONG INVESTMENTS LTD	206, 000	5. 120	1, 054, 720. 000	
CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS	129, 333	33. 800	4, 371, 455. 400	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO LTD	94, 000	5. 540	520, 760. 000	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	823, 250	3. 700	3, 046, 025. 000	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	263, 000	17. 420	4, 581, 460. 000	
TENCENT HOLDINGS LTD	528, 900	436. 000	230, 600, 400. 000	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	544, 000	51. 150	27, 825, 600. 000	
LI NING CO LTD	193, 500	17. 300	3, 347, 550. 000	
BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LTD	268, 000	2. 470	661, 960. 000	
CHINA POWER INTERNATIONAL	348, 000	3. 690	1, 284, 120. 000	
ZTE CORP	63, 288	20. 650	1, 306, 897. 200	

CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD	272,000	34.800	9,465,600.000	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD	221,250	11.880	2,628,450.000	
BANK OF COMMUNICATIONS	686,205	6.030	4,137,816.150	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT HOLDINGS LTD	170,250	12.840	2,186,010.000	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	56,500	31.850	1,799,525.000	
BAIDU INC	184,800	98.350	18,175,080.000	
CHINA CONSTRUCTION BANK	7,748,530	6.150	47,653,459.500	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS LTD	66,700	64.200	4,282,140.000	
CHINA NATIONAL BLDG MATERIAL	408,000	3.090	1,260,720.000	
BANK OF CHINA LTD	6,371,200	3.840	24,465,408.000	
CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	320,470	40.750	13,059,152.500	
IND & COMM BK OF CHINA - H	5,617,235	4.830	27,131,245.050	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY CO LTD	126,500	13.480	1,705,220.000	
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES	183,600	4.470	820,692.000	
CHINA COAL ENERGY CO	171,000	9.930	1,698,030.000	
HAITIAN INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	55,000	23.550	1,295,250.000	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC CO LTD	37,600	33.700	1,267,120.000	
CMOC GROUP LIMITED	315,000	7.460	2,349,900.000	
CHINA CITIC BANK-H	678,800	5.190	3,522,972.000	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	58,700	53.300	3,128,710.000	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	102,200	91.400	9,341,080.000	
FOSUN INTERNATIONAL	242,028	5.000	1,210,140.000	
BOSIDENG INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	316,000	4.860	1,535,760.000	
KINGSOFT CORP LTD	76,200	27.300	2,080,260.000	
GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	1,821,000	1.170	2,130,570.000	
SINOTRUK HONG KONG LTD	54,500	23.200	1,264,400.000	
CHINA RAILWAY GROUP LTD	351,000	4.180	1,467,180.000	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	63,500	33.850	2,149,475.000	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	423,000	5.320	2,250,360.000	
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP CO LTD	208,200	28.950	6,027,390.000	
CRRC CORP LTD - H	342,000	5.310	1,816,020.000	

SINOPHARM GROUP CO	104, 000	20. 200	2, 100, 800. 000	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD	214, 527	2. 820	604, 966. 140	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	230, 500	13. 580	3, 130, 190. 000	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP	228, 000	6. 750	1, 539, 000. 000	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING CO LTD	70, 400	12. 500	880, 000. 000	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	168, 800	7. 150	1, 206, 920. 000	
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	155, 000	13. 500	2, 092, 500. 000	
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	85, 200	27. 600	2, 351, 520. 000	
CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD	531, 656	3. 310	1, 759, 781. 360	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD	227, 000	2. 700	612, 900. 000	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	2, 224, 000	3. 900	8, 673, 600. 000	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS LTD	68, 000	12. 380	841, 840. 000	
FAR EAST HORIZON LTD	169, 000	5. 600	946, 400. 000	
CITIC SECURITIES CO LTD	129, 000	20. 200	2, 605, 800. 000	
HAITONG SECURITIES CO LTD	239, 600	6. 530	1, 564, 588. 000	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP OF CHINA LTD	672, 000	3. 980	2, 674, 560. 000	
CHINA GALAXY SECURITIES CO LTD	265, 000	6. 550	1, 735, 750. 000	
HANERGY THIN FILM POWER GROUP	986, 000	0. 000	0. 000	
CHINA HUISHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	323, 000	0. 000	0. 000	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA CO LTD	670, 000	4. 790	3, 209, 300. 000	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	84, 000	12. 480	1, 048, 320. 000	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	64, 000	16. 880	1, 080, 320. 000	
CHINA TOWER CORP LTD	3, 674, 000	1. 100	4, 041, 400. 000	
XIAOMI CORP	1, 238, 800	23. 600	29, 235, 680. 000	
BEIGENE LTD	54, 600	138. 300	7, 551, 180. 000	
WUXI APPTEC CO LTD	24, 112	53. 650	1, 293, 608. 800	
MEITUAN	402, 710	183. 600	73, 937, 556. 000	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	104, 800	17. 920	1, 878, 016. 000	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD	136, 000	16. 620	2, 260, 320. 000	
XINYI SOLAR HOLDINGS	386, 000	3. 510	1, 354, 860. 000	

LTD				
INNOVENT BIOLOGICS INC	98, 500	46. 200	4, 550, 700. 000	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOGY LTD	40, 300	32. 400	1, 305, 720. 000	
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	133, 000	2. 890	384, 370. 000	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP CO LTD	88, 000	20. 750	1, 826, 000. 000	
CHINA FEIHE LTD	341, 000	6. 020	2, 052, 820. 000	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	1, 228, 368	105. 200	129, 224, 313. 600	
JD. COM INC	198, 735	168. 700	33, 526, 594. 500	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	140, 000	11. 900	1, 666, 000. 000	
KUAISHOU TECHNOLOGY	186, 200	49. 600	9, 235, 520. 000	
HAIER SMART HOME CO LTD	197, 800	32. 050	6, 339, 490. 000	
BILIBILI INC	19, 180	171. 600	3, 291, 288. 000	
AKESO INC	50, 000	64. 500	3, 225, 000. 000	
NETEASE INC	156, 600	132. 600	20, 765, 160. 000	
NONGFU SPRING CO LTD	163, 600	31. 850	5, 210, 660. 000	
LI AUTO INC	100, 500	105. 900	10, 642, 950. 000	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	88, 050	27. 800	2, 447, 790. 000	
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTYLE SERVICES LTD	63, 200	33. 600	2, 123, 520. 000	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	33, 900	202. 600	6, 868, 140. 000	
CHINA VANKE CO LTD-H	163, 161	7. 180	1, 171, 495. 980	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY GROUP INC	117, 900	57. 650	6, 796, 935. 000	
POP MART INTERNATIONAL GROUP LTD	42, 600	59. 150	2, 519, 790. 000	
JD LOGISTICS INC	148, 100	14. 000	2, 073, 400. 000	
GIANT BIOWEALTH HOLDING CO LTD	24, 000	52. 250	1, 254, 000. 000	
TRIP. COM GROUP LTD	44, 500	500. 500	22, 272, 250. 000	
XPENG INC	101, 300	47. 750	4, 837, 075. 000	
NIO INC	107, 600	47. 000	5, 057, 200. 000	
MIDEA GROUP CO LTD	29, 000	81. 550	2, 364, 950. 000	
MINISO GROUP HOLDING LTD	28, 600	35. 250	1, 008, 150. 000	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	51, 000	23. 150	1, 180, 650. 000	
CGN POWER CO LTD	826, 000	3. 060	2, 527, 560. 000	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	48, 400	54. 450	2, 635, 380. 000	
HUATAI SECURITIES CO LTD	80, 600	12. 260	988, 156. 000	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	172, 500	5. 890	1, 016, 025. 000	

CHINA LITERATURE LTD	37, 600	28. 150	1, 058, 440. 000	
BOC AVIATION LTD	18, 300	62. 900	1, 151, 070. 000	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	98, 000	13. 180	1, 291, 640. 000	
CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	122, 800	14. 060	1, 726, 568. 000	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	287, 000	17. 320	4, 970, 840. 000	
HENTEN NETWORKS GROUP LTD	520, 000	1. 950	1, 014, 000. 000	
C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	60, 000	15. 340	920, 400. 000	
香港・ドル 小計	64, 557, 864		1, 114, 358, 279. 380 (21, 484, 827, 630)	
台湾・ドル	ACCTON TECHNOLOGY CORP	40, 633	556. 000	22, 591, 948. 000
	ACER INC	237, 661	41. 050	9, 755, 984. 050
	ASUSTEK COMPUTER INC	57, 108	583. 000	33, 293, 964. 000
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	39, 932	485. 000	19, 367, 020. 000
	ASIA CEMENT CORP	164, 778	46. 000	7, 579, 788. 000
	TAIWAN BUSINESS BANK	555, 714	15. 550	8, 641, 352. 700
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	76, 954	101. 500	7, 810, 831. 000
	GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	41, 646	264. 500	11, 015, 367. 000
	MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	57, 335	173. 500	9, 947, 622. 500
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	109, 525	143. 500	15, 716, 837. 500
	QUANTA COMPUTER INC	218, 168	283. 500	61, 850, 628. 000
	EVA AIRWAYS CORP	228, 765	35. 950	8, 224, 101. 750
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	50, 554	239. 500	12, 107, 683. 000
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	459, 676	17. 650	8, 113, 281. 400
	CHINA AIRLINES	231, 823	20. 700	4, 798, 736. 100
	CHENG SHIN RUBBER INDUSTRY CO	160, 684	49. 200	7, 905, 652. 800
	CHINA STEEL CORP	964, 670	22. 350	21, 560, 374. 500
	ADVANTECH CO LTD	38, 979	323. 500	12, 609, 706. 500
	COMPAL ELECTRONICS INC	353, 445	34. 750	12, 282, 213. 750
	DELTA ELECTRONICS INC	158, 235	387. 500	61, 316, 062. 500
	NANYA TECHNOLOGY CORP	110, 788	43. 800	4, 852, 514. 400
	CHUNGHWACHEM CO LTD	300, 565	122. 500	36, 819, 212. 500
	AUO CORP	526, 500	16. 950	8, 924, 175. 000
	TAIWAN MOBILE CO LTD	147, 784	112. 500	16, 625, 700. 000
	EVERGREEN MARINE CORP	83, 482	187. 000	15, 611, 134. 000
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	225, 768	37. 000	8, 353, 416. 000
	FENG TAY ENTERPRISE CO	40, 131	140. 000	5, 618, 340. 000

LTD				
ECLAT TEXTILE CO LTD	14,780	559.000	8,262,020.000	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	46,961	519.000	24,372,759.000	
FORTUNE ELECTRIC CO LTD	11,648	615.000	7,163,520.000	
FORMOSA PLASTICS CORP	312,857	50.000	15,642,850.000	
FORMOSA CHEMICALS & FIBRE CO	281,026	39.950	11,226,988.700	
MEDIATEK INC	122,945	1,290.000	158,599,050.000	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	661,749	90.500	59,888,284.500	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	735,202	25.650	18,857,931.300	
HOTAI MOTOR CO LTD	23,556	650.000	15,311,400.000	
FAR EASTONE TELECOMMUNICATIONS CO LTD	150,343	87.000	13,079,841.000	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO LTD	842,744	31.800	26,799,259.200	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	775,894	67.700	52,528,023.800	
KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,234,386	16.750	20,675,965.500	
E. SUN FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,159,893	28.300	32,824,971.900	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,008,195	199.000	200,630,805.000	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LTD	936,448	38.900	36,427,827.200	
LARGAN PRECISION CO LTD	8,159	2,475.000	20,193,525.000	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	971,766	17.450	16,957,316.700	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING CO	1,131,263	11.750	13,292,340.250	
INVENTEC CO LTD	220,927	44.200	9,764,973.400	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	165,221	101.500	16,769,931.500	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS CO LTD	857,603	23.850	20,453,831.550	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,285,933	35.600	45,779,214.800	
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	26,609	647.000	17,216,023.000	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO LTD	885,796	26.900	23,827,912.400	
NAN YA PLASTICS CORP	407,756	43.100	17,574,283.600	
WISTRON CORP	222,307	109.000	24,231,463.000	
POU CHEN CORP	168,225	35.500	5,971,987.500	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	389,625	88.000	34,287,000.000	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	43,796	295.000	12,919,820.000	

E INK HOLDINGS INC	68,620	304.000	20,860,480.000	
RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	121,517	46.900	5,699,147.300	
SYNNEX TECHNOLOGY INTERNATIONAL CORP	106,935	73.500	7,859,722.500	
TCC GROUP HOLDINGS	548,163	32.550	17,842,705.650	
TAIWAN SEMICONDUCTOR	1,989,940	1,045.000	2,079,487,300.000	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	899,843	52.500	47,241,757.500	
WAN HAI LINES LTD	51,482	82.000	4,221,524.000	
WALSIN LIHWA CORP	221,605	32.450	7,191,082.250	
WINBOND ELECTRONICS CORP	247,693	20.100	4,978,629.300	
YAGEO CORP	32,457	618.000	20,058,426.000	
YANG MING MARINE TRANSPORT	144,188	63.300	9,127,100.400	
TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	145,465	29.200	4,247,578.000	
GLOBAL UNICHIP CORP	6,904	1,215.000	8,388,360.000	
INNOLUX CORPORATION	608,428	15.500	9,430,634.000	
WPG HOLDINGS CO LTD	133,481	76.800	10,251,340.800	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	4,925	3,115.000	15,341,375.000	
PEGATRON CORP	158,874	102.000	16,205,148.000	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	6,436	1,920.000	12,357,120.000	
AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	11,248	931.000	10,471,888.000	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	122,739	156.500	19,208,653.500	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING LTD	56,562	114.000	6,448,068.000	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL HOLDING	866,244	25.500	22,089,222.000	
SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK LTD	322,570	38.700	12,483,459.000	
VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY CORP	5,243	2,175.000	11,403,525.000	
WIWYNN CORP	7,791	1,990.000	15,504,090.000	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	267,472	158.000	42,260,576.000	
SILERGY CORP	26,396	524.000	13,831,504.000	
PHARMAESSENTIA CORP	19,205	631.000	12,118,355.000	
GLOBALWAFERS CO LTD	22,335	444.000	9,916,740.000	
NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	14,658	507.000	7,431,606.000	
台湾・ドル 小計	28,024,335		3,918,781,883.950 (18,222,727,639)	
南アフリカ・ランド	BIDVEST GROUP LTD	27,835	279.200	7,771,532.000
	CLICKS GROUP LTD	19,196	377.680	7,249,945.280
	DISCOVERY LTD	42,619	172.460	7,350,072.740

GOLD FIELDS LTD	71,833	274.390	19,710,256.870	
REMGRO LTD	41,148	158.200	6,509,613.600	
HARMONY GOLD MINING CO LTD	43,521	169.660	7,383,772.860	
EXXARO RESOURCES LTD	21,000	164.220	3,448,620.000	
CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	6,963	3,220.610	22,425,107.430	
MTN GROUP LTD	135,077	86.880	11,735,489.760	
FIRSTRAND LTD	409,321	82.380	33,719,863.980	
NASPERS LTD	14,368	4,249.060	61,050,494.080	
NEDBANK GROUP LTD	37,719	296.710	11,191,604.490	
ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	5,842	635.760	3,714,109.920	
SASOL LTD	48,138	118.700	5,713,980.600	
SHOPRITE HOLDINGS LTD	39,769	291.440	11,590,277.360	
STANDARD BANK GROUP LTD	106,544	243.370	25,929,613.280	
WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	78,996	67.100	5,300,631.600	
ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LTD	30,167	192.500	5,807,147.500	
ABSA GROUP LTD	70,074	168.270	11,791,351.980	
SANLAM LTD	143,578	88.090	12,647,786.020	
IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	69,363	107.310	7,443,343.530	
KUMBA IRON ORE LTD	5,386	372.250	2,004,938.500	
OUTSURANCE GROUP LTD	70,350	60.750	4,273,762.500	
VODACOM GROUP PTY LTD	51,779	106.620	5,520,676.980	
NEPI ROCKCASTLE NV	45,937	142.480	6,545,103.760	
OLD MUTUAL LTD	391,487	12.840	5,026,693.080	
REINET INVESTMENTS SCA	11,620	472.270	5,487,777.400	
PEPKOR HOLDINGS LTD	189,792	23.910	4,537,926.720	
SIBANYE STILLWATER LTD	224,039	17.800	3,987,894.200	
NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LTD	30,906	115.000	3,554,190.000	
ANGLOGOLD ASHANTI PLC	34,335	474.170	16,280,626.950	
BID CORP LTD	26,051	443.420	11,551,534.420	
南アフリカ・ランド 小計	2,544,753		358,255,739.390 (3,052,338,900)	
合計	301,815,401		98,634,854,420 (98,634,854,420)	

(2) 株式以外の有価証券

2024年10月15日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ブラジル・レアル	BANCO BTG PACTUAL SA	91,500.000	2,984,730.000	
		ENERGISA SA	19,900.000	875,799.000	
		KLABIN SA	65,450.000	1,320,126.500	
	ブラジル・レアル 小計		176,850.000	5,180,655.500 (138,553,523)	
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB DE CV	1,205,475.000	14,079,948.000	

		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	39,900.000	6,723,150.000	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICANO SAB DE CV	146,750.000	28,013,107.500	
	メキシコ・ペソ	小計	1,392,125.000	48,816,205.500 (376,104,455)	
投資信託受益証券	合計		1,568,975	514,657,978 (514,657,978)	
投資証券	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	229,200.000	5,228,052.000	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA DE CV	80,700.000	5,486,793.000	
	メキシコ・ペソ	小計	309,900.000	10,714,845.000 (82,552,524)	
投資証券	合計		309,900	82,552,524 (82,552,524)	
合計				597,210,502 (597,210,502)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率(%)	組入投資信託受益証券時価比率(%)	組入投資証券時価比率(%)	有価証券の合計金額にに対する比率(%)
アメリカ・ドル	株式 44銘柄	2.98	—	—	3.16
アラブ首長国連邦・ディルハム	株式 12銘柄	1.08	—	—	1.15
インド・ルピー	株式 151銘柄	18.11	—	—	19.24
インドネシア・ルピア	株式 20銘柄	1.54	—	—	1.63
オフショア・人民元	株式 394銘柄	3.83	—	—	4.06
カタール・リアル	株式 13銘柄	0.74	—	—	0.78
クウェート・ディナール	株式 6銘柄	0.63	—	—	0.67
コロンビア・ペソ	株式 3銘柄	0.09	—	—	0.09
サウジアラビア・リアル	株式 43銘柄	3.53	—	—	3.75
タイ・バーツ	株式 28銘柄	1.40	—	—	1.49
チェコ・コルナ	株式 3銘柄	0.12	—	—	0.12
チリ・ペソ	株式 11銘柄	0.38	—	—	0.41
トルコ・リラ	株式 18銘柄	0.55	—	—	0.58
ハンガリー・フォリント	株式 3銘柄	0.22	—	—	0.23
フィリピン・ペソ	株式 13銘柄	0.53	—	—	0.57
ブラジル・レアル	株式 44銘柄 投資信託受益証券 3銘柄	3.71 —	0.13	—	4.08

ポーランド・ズロチ	株式	14銘柄	0.79	—	—	0.84
マレーシア・リンギット	株式	33銘柄	1.35	—	—	1.44
メキシコ・ペソ	株式	20銘柄	1.36	—	—	1.90
	投資信託受益証券	3銘柄	—	0.36	—	
	投資証券	2銘柄	—	—	0.08	
ユーロ	株式	10銘柄	0.41	—	—	0.44
韓国・ウォン	株式	98銘柄	9.66	—	—	10.26
香港・ドル	株式	154銘柄	20.39	—	—	21.65
台湾・ドル	株式	87銘柄	17.29	—	—	18.36
南アフリカ・ランド	株式	32銘柄	2.90	—	—	3.08

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間（2024年10月16日から2025年4月15日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月20日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード 新興国株式の2024年10月16日から2025年4月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、たわらノーロード 新興国株式の2025年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年10月16日から2025年4月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【たわらノーロード 新興国株式】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 2024年10月15日現在	第10期中間計算期間末 2025年4月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	98, 582, 218	54, 142, 067
親投資信託受益証券	28, 427, 732, 850	27, 541, 191, 598
流動資産合計	28, 526, 315, 068	27, 595, 333, 665
資産合計	28, 526, 315, 068	27, 595, 333, 665
負債の部		
流動負債		
未払解約金	73, 866, 652	26, 569, 207
未払受託者報酬	2, 825, 926	3, 163, 186
未払委託者報酬	21, 053, 478	23, 566, 105
その他未払費用	404, 874	428, 489
流動負債合計	98, 150, 930	53, 726, 987
負債合計	98, 150, 930	53, 726, 987
純資産の部		
元本等		
元本	13, 265, 919, 056	14, 536, 154, 507
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	15, 162, 245, 082	13, 005, 452, 171
（分配準備積立金）	6, 550, 040, 786	6, 111, 420, 874
元本等合計	28, 428, 164, 138	27, 541, 606, 678
純資産合計	28, 428, 164, 138	27, 541, 606, 678
負債純資産合計	28, 526, 315, 068	27, 595, 333, 665

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第9期中間計算期間 自 2023年10月13日 至 2024年4月12日	第10期中間計算期間 自 2024年10月16日 至 2025年4月15日
営業収益		
受取利息	2, 587	102, 997
有価証券売買等損益	2, 726, 359, 665	△3, 506, 336, 252
営業収益合計	2, 726, 362, 252	△3, 506, 233, 255
営業費用		
支払利息	3, 361	—
受託者報酬	2, 206, 807	3, 163, 186
委託者報酬	16, 441, 055	23, 566, 105
その他費用	348, 452	428, 489
営業費用合計	18, 999, 675	27, 157, 780
営業利益又は営業損失（△）	2, 707, 362, 577	△3, 533, 391, 035
経常利益又は経常損失（△）	2, 707, 362, 577	△3, 533, 391, 035
中間純利益又は中間純損失（△）	2, 707, 362, 577	△3, 533, 391, 035
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	62, 661, 762	△63, 943, 380
期首剩余金又は期首次損金（△）	7, 927, 114, 399	15, 162, 245, 082
剩余金増加額又は欠損金減少額	1, 546, 698, 993	2, 402, 148, 611
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	1, 546, 698, 993	2, 402, 148, 611
剩余金減少額又は欠損金増加額	895, 083, 282	1, 089, 493, 867
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	895, 083, 282	1, 089, 493, 867
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剩余金又は中間欠損金（△）	11, 223, 430, 925	13, 005, 452, 171

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10期中間計算期間 自 2024年10月16日 至 2025年4月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年10月15日、当中間計算期間末日を2025年4月15日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 2024年10月15日現在	第10期中間計算期間末 2025年4月15日現在
1. 期首元本額	10,908,837,059円	13,265,919,056円
期中追加設定元本額	4,402,540,960円	2,226,204,098円
期中一部解約元本額	2,045,458,963円	955,968,647円
2. 受益権の総数	13,265,919,056口	14,536,154,507口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第9期 2024年10月15日現在	第10期中間計算期間末 2025年4月15日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった	同左

場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第9期 2024年10月15日現在	第10期中間計算期間末 2025年4月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2. 1429円 (21, 429円)	1. 8947円 (18, 947円)

(参考)

当ファンドは、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年4月15日現在

資産の部	
流动資産	
預金	4,660,072,309
コール・ローン	159,635,394
株式	102,399,245,506
投資信託受益証券	568,533,274
投資証券	95,217,787
派生商品評価勘定	13,684,583
未収入金	1,477,240
未収配当金	270,334,530
差入委託証拠金	1,928,060,725
流动資産合計	110,096,261,348
資産合計	110,096,261,348
負債の部	
流动負債	
派生商品評価勘定	272,677,048
未払金	14,223
未払解約金	58,016,000
流动負債合計	330,707,271
負債合計	330,707,271
純資産の部	
元本等	
元本	65,559,675,069
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	44,205,879,008
元本等合計	109,765,554,077
純資産合計	109,765,554,077
負債純資産合計	110,096,261,348

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年10月16日 至 2025年4月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年4月15日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	55,693,847,096円
同期中追加設定元本額	16,885,011,290円
同期中一部解約元本額	7,019,183,317円
元本の内訳	
ファンド名	
D IAM新興国株式インデックスファンド<DC年金>	11,047,759,811円
たわらノーロード 新興国株式<ラップ専用>	10,181,232,339円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	2,221,323円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	10,336,212円

M I T O ラップ型ファンド（積極型）	24, 240, 288円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	25, 463, 784円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	29, 109, 488円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	12, 516, 029円
たわらノーロード 新興国株式	16, 449, 376, 813円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	5, 772, 914, 862円
たわらノーロード バランス（堅実型）	35, 364, 561円
たわらノーロード バランス（標準型）	170, 033, 600円
たわらノーロード バランス（積極型）	349, 884, 934円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	93, 091円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	491, 029円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	109, 879, 072円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	214, 200, 322円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	340, 970, 502円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	11, 703円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	9, 291, 572円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	6, 541, 394円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	8, 755, 163円
たわらノーロード 全世界株式	6, 273, 625, 588円
O n e D C 新興国株式インデックスファンド	2, 309, 426, 986円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／～1972年生まれ向け）	76, 140円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1973～1977年生まれ向け）	88, 191円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1978～1982年生まれ向け）	100, 242円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1983～1987年生まれ向け）	112, 292円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1988～1992年生まれ向け）	122, 152円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1993～1997年生まれ向け）	126, 534円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／1998～2002年生まれ向け）	126, 534円
未来のわたし（ターゲット・イヤー／2003～2007年生まれ向け）	126, 534円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	370, 407, 528円
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国10）	339, 788, 052円
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国20）	582, 758, 477円
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国30）	1, 179, 294, 992円
投資のソムリエ	3, 918, 354, 182円
クルーズコントロール	137, 806, 442円
投資のソムリエ<DC年金>	571, 913, 641円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	498, 500, 416円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	666, 092, 216円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1, 598, 564, 901円
ワールドアセットバランス（基本コース）	466, 644, 770円
ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	372, 057, 096円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	37, 064, 324円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2055）	19, 894, 804円
リスク抑制世界8資産バランスファンド（D C）	3, 437, 902円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2035）	141, 999, 950円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	657, 484, 843円

9 資産分散投資・スタンダード<DC年金> 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2040） 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2050） 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2060） 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2065） Oneグローバル最適化バランス（成長型）<ラップ向け> 投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2070） 投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定） リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用） D IAM世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定） D IAM世界アセットバランスファンド3VA（適格機関投資家限定） 計	319,231,243円 41,574,888円 21,671,095円 13,014,298円 3,892,083円 13,083,768円 29,146円 83,273,003円 963,014円 79,488,213円 36,770,697円 65,559,675,069円
2. 受益権の総数	65,559,675,069口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年4月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2025年4月15日現在		
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	1,378,560,000 1,378,560,000	— —	1,378,643,520 1,378,643,520
合計	1,378,560,000	—	1,378,643,520
			△83,520

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲

値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

株式関連

種類	2025年4月15日現在		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引			
先物取引			
賃建	5,589,626,351	—	5,330,717,406
合計	5,589,626,351	—	△258,908,945

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年4月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6743円 (16,743円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年4月30日現在

I 資産総額	28, 878, 783, 412円
II 負債総額	24, 682, 788円
III 純資産総額 (I - II)	28, 854, 100, 624円
IV 発行済数量	14, 691, 190, 798口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	1. 9640円

(参考)

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

2025年4月30日現在

I 資産総額	113, 454, 231, 852円
II 負債総額	119, 237, 862円
III 純資産総額 (I - II)	113, 334, 993, 990円
IV 発行済数量	65, 296, 748, 188口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	1. 7357円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年4月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年4月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年4月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1, 505, 789, 935, 720
追加型株式投資信託	763	16, 510, 704, 789, 201
単位型公社債投資信託	20	29, 004, 681, 244
単位型株式投資信託	190	994, 512, 939, 016
合計	999	19, 040, 012, 345, 181

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメント0ne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊 寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)	
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金	41,183	40,201	
有価証券	—	0	
金銭の信託	28,143	31,340	
未収委託者報酬	19,018	19,595	
未収運用受託報酬	3,577	4,015	
未収投資助言報酬	315	359	
未収収益	6	11	
前払費用	1,510	1,758	
その他	2,088	2,106	
流動資産計	95,843	99,390	
固定資産			
有形固定資産		1,093	1,361
建物	※1	918	841
器具備品	※1	130	352
リース資産	※1	5	3
建設仮勘定		39	163
無形固定資産		4,495	3,771
ソフトウエア		2,951	2,740
ソフトウエア仮勘定		1,543	1,030
電話加入権		0	0
投資その他の資産		8,935	9,039
投資有価証券		184	183
関係会社株式		4,447	4,037
長期差入保証金		768	760
繰延税金資産		3,406	3,842
その他		128	215
固定資産計		14,524	14,172
資産合計		110,368	113,562

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益			
委託者報酬	102,113		112,281
運用受託報酬	17,155		17,981
投資助言報酬	2,211		2,374
その他営業収益	26		30
営業収益計		121,507	132,668
営業費用			
支払手数料	44,366		49,384
広告宣伝費	329		401
公告費	0		0
調査費	35,468		39,013
調査費	13,277		14,703
委託調査費	22,190		24,309
委託計算費	558		522
営業雑経費	823		774
通信費	36		38
印刷費	598		538
協会費	65		67
諸会費	44		47
支払販売手数料	78		81
営業費用計		81,545	90,097
一般管理費			
給料	10,763		11,477
役員報酬	164		181
給料・手当	9,425		10,148
賞与	1,173		1,147
交際費	34		59
寄付金	15		12
旅費交通費	162		246
租税公課	489		668
不動産賃借料	1,030		1,085
退職給付費用	412		421
固定資産減価償却費	1,567		1,457
福利厚生費	46		57
修繕費	1		0
賞与引当金繰入額	1,927		2,198
役員賞与引当金繰入額	52		60
機器リース料	0		0
事務委託費	3,379		3,261
事務用消耗品費	46		43
器具備品費	3		2
諸経費	240		313
一般管理費計		20,172	21,366
営業利益		19,788	21,204

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	4		12	
受取配当金	※1 899		※1 450	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	18		11	
時効後支払損引当金戻入額	35		7	
営業外収益計		959		482
営業外費用				
為替差損	19		39	
金銭の信託運用損	1,008		329	
早期割増退職金	6		6	
雑損失	0		—	
営業外費用計		1,034		374
経常利益		19,712		21,312
特別利益				
固定資産売却益	—		※2 6	
特別利益計		—		6
特別損失				
固定資産除却損	6		13	
関係会社株式評価損	1,362		31	
減損損失	※3 231		—	
関係会社清算損	—		25	
特別損失計		1,601		70
税引前当期純利益		18,111		21,247
法人税、住民税及び事業税		5,769		7,356
法人税等調整額		△510		△435
法人税等合計		5,258		6,920
当期純利益		12,852		14,326

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繙越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034		
当期変動額											
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040		
当期純利益							12,852	12,852	12,852		
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,812	1,812	1,812		
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846		

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剩余金の配当							△ 10,855	△ 10,855	△ 10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	80,846
当期変動額			
剩余金の配当			△ 10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	△0	△0	84,318

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点での収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

※2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
ソフトウェア	—	6

※3. 減損損失

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度については、該当事項ありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金(財産) の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外銀行規制の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制であります。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	0	0	—
資産計	31,342	31,342	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	40,201	—	—	—
(2) 有価証券	0	—	—	—
(3) 金銭の信託	31,340	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	19,595	—	—	—
(5) 未収運用受託報酬	4,015	—	—	—
(6) 投資有価証券	—	0	—	—
その他有価証券(投資信託)	—	—	—	—
合計	95,154	0	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券	—	1	—	1
その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	28,145	—	28,145

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	—	0	—	0
(2) 金銭の信託	—	31,340	—	31,340
(3) 投資有価証券	—	0	—	0
その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	31,342	—	31,342

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期（2025年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(百万円)
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760	
勤務費用	296	299	
利息費用	2	2	
数理計算上の差異の発生額	9	18	
退職給付の支払額	△246	△321	
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)	(百万円)
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759	
未積立退職給付債務	2,760	2,759	
未認識数理計算上の差異	△40	△44	
未認識過去勤務費用	0	0	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715	
退職給付引当金	2,719	2,715	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715	

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(百万円)
勤務費用	296	299	
利息費用	2	2	
数理計算上の差異の費用処理額	13	14	
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0	
その他	△4	△4	
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312	

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)	
割引率	0.09%	0.09%	
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%	

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額（一括償却資産）	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額（税法上）	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>3,406</u>	<u>3,842</u>
繰延税金負債	<u> </u>	<u> </u>

繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	<u>3,406</u>	<u>3,842</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
	(調整)	(調整)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.44 %	△0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	—	3.56 %
税率変更による影響	—	△0.18 %
その他	△0.14 %	△0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.04 %</u>	<u>32.57 %</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメント0ne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（＊）	1	0.0154

（＊）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円
---------------	----------

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
流動資産	一千万円	一千万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	一千万円	一千万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	47,640百万円	43,829百万円
顧客関連資産	17,109百万円	13,661百万円

(2) 損益計算書項目

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	一百万円	一百万円
営業利益	△7,649百万円	△7,259百万円
経常利益	△7,649百万円	△7,259百万円
税引前当期純利益	△7,649百万円	△7,259百万円
当期純利益	△6,474百万円	△6,298百万円
1株当たり当期純利益	△161,850円28銭	△157,468円47銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc. (当社の子会社) 株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬（注）	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567億円	持株会社	(被所有)直接51%	—	持株会社	現物配当	402	—	—
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443億円	持株会社	(被所有)直接49%	—	持株会社	現物配当	172	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 現物配当の詳細については、(株主資本等変動計算書関係) 2. 配当に関する事項及び(企業結合等関係) (共通支配下の取引等)に記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	8,140	未払手数料	1,870
子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	16,655	未払手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	9,048	未払手数料	1,976
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	20,086	未払手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1) 1株当たり情報

		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額		2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額		321,310円79銭	358,173円51銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額		12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額		—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額		12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)		40,000株 (24,490株) (15,510株)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注1) A種種類株式は、剩余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当增资を受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上りました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
たわらノーロード 新興国株式
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング株式パッシブ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①エマージング株式パッシブ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として海外の株式^(*)に実質的に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざします。

（＊）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

②MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

④実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③株式への実質投資割合には、制限を設けません。

④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の

場合は分配を行わない場合があります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
たわらノーロード 新興国株式
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除し

た金額をいいます。

- ③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④第28条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

＜受益権の申込単位および取得価額等＞

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位または1円単位をもって、取得の申込みに応ずることができます。ただし、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第43条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口または1円を最低単位とし、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

- ③前2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、信託契約締結日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円とします。
- ④第1項および第2項の規定にかかるわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引

所、香港証券取引所、韓国証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、香港の銀行または韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。

⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第43条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第45条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受益権の譲渡にかかる記載または記録＞

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

＜投資の対象とする資産の種類＞

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるエマージング株式パッシブ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）、新株予約権証券および新投資口予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するものの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

＜利害関係人等との取引等＞

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第21条から第24条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

＜運用の基本方針＞

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

＜投資する株式等の範囲＞

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引さ

れている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

＜信用取引の指図範囲＞

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

＜先物取引等の運用指図＞

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファン

ドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。) の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にか

かるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第25条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

<特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約取引の指図>

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図す

ることができます。

＜信託業務の委託等＞

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められるうこと
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者ののみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

＜混藏寄託＞

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

＜一部解約の請求および有価証券の売却等の指図＞

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指

図ができます。

<資金の借入れ>

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成28年10月12日までとします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告等>

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないもの

とします。

＜信託事務の諸費用および監査費用＞

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

＜信託報酬等の額および支弁の方法＞

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の16.9以内の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

＜収益の分配方式＞

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第42条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日にお

いて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

＜収益分配金および償還金の時効＞

第44条 受益者が、収益分配金について第43条第1項に規定する支払い開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第43条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関＞

第45条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

＜信託契約の一部解約＞

第46条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受け付けるものとします。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して

当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。
- ④一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の解約>

第47条 委託者は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第48条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第52条の規定にいたします。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることができます。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜約款の変更等＞

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜反対受益者の受益権買取請求の不適用＞

第53条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

<公告>

第55条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用状況にかかる情報の提供>

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

<質権口記載または記録の受益権の取扱い>

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<約款に関する疑義の取扱い>

第58条 この約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する

取引をいいます。

第4条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成28年3月14日 (信託契約締結日)

委託者 D IAMアセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

親投資信託
エマージング株式パッジブ・マザーファンド
約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として海外の証券取引所に上場している株式^(*)に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

（＊）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

2. 運用方法

（1）投資対象

海外の証券取引所に上場している株式^(*)を主要投資対象とします。

（＊）DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

（2）投資態度

①主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

②原則として、株式の組入比率は高位を維持します。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑤ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

（3）投資制限

①株式への投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への投資には、制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④有価証券先物取引等、スワップ取引、外国為替予約取引、金利先渡取引および為替先渡取引は約款の範囲内で行うことができます。

⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。